

# 平成28年第7回白鷹町議会定例会 第1日

## 議事日程

平成28年12月6日（火）午前10時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第 2 |        | 会期の決定                                       |
| 日程第 3 |        | 諸般の報告                                       |
| 日程第 4 |        | 一般質問  |
| 日程第 5 | 請第 2号  | TPP協定を国会で批准しないことを求める請願<br>(産建文教常任委員長報告)     |
| 日程第 6 | 議第111号 | 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について                   |
| 日程第 7 | 議第112号 | 白鷹町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税<br>に関する条例の設定について |
| 日程第 8 | 議第113号 | 白鷹町農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定につ<br>いて            |
| 日程第 9 | 議第114号 | 白鷹町スポーツセンター整備基金条例の設定について                    |
| 日程第10 | 議第115号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に<br>ついて           |
| 日程第11 | 議第116号 | 平成28年度白鷹町一般会計補正予算(第6号)について                  |
| 日程第12 | 議第117号 | 平成28年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算(第3<br>号)について        |
| 日程第13 | 議第118号 | 平成28年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算(第2<br>号)について        |
| 日程第14 | 議第119号 | 平成28年度白鷹町介護保険特別会計補正予算(第2号)<br>について          |
| 日程第15 | 議第120号 | 白鷹町ソフトボール場・野球場改修工事請負契約の一部変<br>更について         |
| 日程第16 | 議第121号 | 負担付きの寄附の受入について                              |
| 日程第17 | 議第122号 | 財産の無償貸付について                                 |
| 日程第18 | 議第123号 | 置賜広域行政事務組合規約の一部を変更する規約の制定に<br>ついて           |
| 日程第19 |        | 委員会の閉会中の継続調査について (議会運営委員会)                  |

---

○出席議員（14名）

1番	遠藤 幸一	議員	2番	渡部 善美	議員
3番	笹原 俊一	議員	4番	佐々木 誠司	議員
5番	小口 尚司	議員	6番	小形 輝雄	議員
7番	田中 孝	議員	8番	山田 仁	議員
9番	奥山 勝吉	議員	10番	石川 重二	議員
11番	佐藤 京一	議員	12番	菅原 隆男	議員
13番	関 千鶴子	議員	14番	今野 正明	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤 誠七
副町長	横澤 浩
教育長	沼澤 政幸
総務課長	松野 芳郎
税務出納課長	田宮 修
企画政策課長	湯澤 政利
企画主幹	永野 徹
町民課長	中村 裕之
健康福祉課長	齋藤 春美
産業振興課長	齋藤 重雄
農林主幹併 農業委員会事務局長	菅間 直浩
建設水道課長	今野 秀一
病院事務局長	渡部 町子
教育次長	菅原 良教
監査委員	竹田 謙一
農業委員会会長	樋口 太一

---

○職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	樋口 浩
係長	橋本 達也
書記	佐藤 圭子

## 開 会

〈午前10時00分〉

### ○開会の宣告

○議長（遠藤幸一） おはようございます。

ご参集まことにご苦労さまです。

これより平成28年第7回白鷹町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ○議事日程の説明

○議長（遠藤幸一） 議事日程は、事前に配付のとおりであります。

早速、議事に入ります。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（遠藤幸一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、白鷹町議会会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

10番 石川重二君

12番 菅原隆男君

の両名を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（遠藤幸一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、11月30日開催の議会運営委員会に諮問したところ、12月6日から13日までの8日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。

よって、会期は12月6日から13日までの8日間と決定いたしました。

---

### ○諸般の報告

○議長（遠藤幸一） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、樋口 浩君。

○議会事務局長（樋口 浩） 諸般の報告。

1. 第60回町村議会議長全国大会及び第41回豪雪地帯町村議会議長全国大会。

11月9日、東京都で開催されました。

第60回町村議会議長全国大会が、安倍内閣総理大臣を初め多くの来賓の出席の下に開催されました。町村は、人口減少社会の到来、大震災等の本格的な復旧・復興等の課題が山積しており、国と地方が一体となって取り組みを推進していくことが重要であります。地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンであり地方創生に向けた大きな流れを緩めてはならないとする大会宣言を行いました。

その後、東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立や地方創生のさらなる推進等25項目の要望と各地区要望9項目を決定し、地方議会議員の厚生年金制度への加入実現を求める特別決議など6つの特別決議を決定しました。

また、同時に開催されました第41回豪雪地帯町村議会議長全国大会では、豪雪地帯対策の充実強化、冬期交通・通信の確保など8項目の要望を決定しました。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 諸般の報告が終わりました。

---

#### ○一般質問

○議長（遠藤幸一） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の質問事項等については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

最初に、健康で安全に暮らすために、3番、笹原俊一君。

〔3番 笹原俊一 登壇〕

○3番（笹原俊一） 一般質問を行います。

健康は、誰もが願うところであり、全ての世代に通じるかけがえのないものであります。家族の中で、おじいちゃん、おばあちゃんが元気であれば、家のことや子供の世話などをお願いしたりして、働き盛りの世代も家庭に気持ちを残すことなく思う存分働けます。若い世代も子供を産み育てる環境が整うのではないのでしょうか。

当然、健康で元気な人がふえれば医療費の削減も見込めます。そのためには、日ごろからの健康に対する意識改革が大切であることは論をまたないところであります。

町として、人間ドックや各種健診を実施しているわけではありますが、町民一人一人の健康づくりの機運を高めるための方策をしっかりと講じていくべきであると考えます。

町では、ことし新たに「しらたか健紅マイレージ事業」や「子どもの健康づくり健診」を実施いたしました。健康意識の向上と、子供たちの健康に大いに寄与する大変意義ある取り組みであると高く評価いたします。今回、小学5年生と中学2年生を対象に希望者を募り、健診を実施されたわけではありますが、健診結果から見えてきたものはありますか。その結果を受けての対策をお聞きいたします。

次に、基本健診、がん検診の受診率は現在どのぐらいで推移しているのかをお尋ねいたします。また、健診後、精密検査が必要とされた人の割合と、精密検査の受診率はど

れぐらいでしょうか。また、検査結果の特徴として、病気の傾向性があれば伺います。

さらに、特定健診の結果、特定保健指導が必要とされる人の割合はどれぐらいいらっしゃるでしょうか。また、保健指導の受講率をお聞きいたします。

最近、「シラタカ・レッド」の新しいダンスが完成して、お披露目されました。これは、でき上がった目的が違うわけではありますが、健康体操にも大いに役立つものようでもありますので、ぜひ町全体に広げていただき、町民挙げて健康づくりに取り組む機運を高めていきたいと思いますが、町長のご所見を伺います。

次に、健康を損なう受動喫煙について伺います。

厚生労働省は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙対策を強化します。国際オリンピック委員会は、世界保健機構と共同で2010年からたばこのない五輪を推進、ロンドンやリオオリンピックでは受動喫煙防止策として、法律でレストランなどの室内は全面禁煙としました。2020年の東京開催に向け、受動喫煙を防止するため、法整備を含めた対策の強化に動き出している現状であります。

主な公共施設で建物内を禁煙とする一方、飲食店などサービス業の施設は原則禁煙とし、喫煙室の設置は認めるものの、喫煙禁止場所でたばこを吸い続けた喫煙者や受動喫煙の防止策を実施しない施設管理者を罰則つきで規制する法整備のたたき台を10月に示しました。来年の通常国会には、法案が提出されるようであります。このような取り組みが進めば、世界保健機関から「世界最低レベルの取り組み」などと酷評された日本の対策も変わるものと期待するものであります。

厚生労働省の有識者検討会では、喫煙者本人が22種類の病気、受動喫煙が肺がんや脳卒中、心筋梗塞など7種類の病気の要因となるのは確実と結論づけました。妊婦の喫煙による赤ちゃんの受動喫煙と乳幼児突然死症候群との関連や、胎児の発育のおくれなども指摘されております。

たばこの煙には、遺伝子を変異させたり、炎症を起こして血管を傷つけたりする作用があり、がんや脳、心臓の病気につながると考えられています。喫煙による死亡者は年間13万人、受動喫煙による死亡者は1万5,000人に及ぶとの国立がんセンターの発表もあります。

町としても、平成27年11月7日の元気ニコニコ健康まつりで「白鷹町受動喫煙防止宣言」を発表しました。4項目ある1番目に、「誰もがきれいな空気で快適に過ごせるよう、受動喫煙防止を推進します」とあります。その宣言を町民全体に周知してアピールし、実効あるものにしていかなければなりません。また、4番目には「公共性の高い施設は、建物内禁煙100%を目指します」とあります。町内の公共施設では大分、分煙化が進み、室内禁煙の施設がふえたようであります。あわせて、中高年を中心に禁煙する方々もふえているように感じます。各施設の受動喫煙対策の状況を伺います。

町は、健康増進を図る国の取り組みを後押しし、受動喫煙による健康被害への対策を広げていくべきと思いますが、ご所見を伺います。

次に、町民の皆様が安全に暮らしを送るための視点から質問をいたします。

先月の22日早朝、福島県沖を震源とする地震で、本町でも震度4を記録しました。その後も余震がありました。まさに災害は時と場所を選ばないことを改めて思い知らされました。町民の皆様が安心して暮らしていくためには、情報を正確に把握し、どのような行動をとるかがポイントとなります。その意味で、緊急的な情報の伝達が一斉に全ての世代に伝わるのが大事なのではないでしょうか。

そこで、災害の伝達方法について伺います。

町には、緊急警報システム、Jアラートは整備されております。町内二十数カ所で、スピーカーから情報が流れてきます。本日未明にも竜巻情報が流されました。しかし、現実問題として天候による影響などもあり、なかなか聞き取りにくいことが指摘されております。

そこで現在、消防団と自主防災組織などに一斉メールで情報が提供されているわけですが、これをぜひ拡大してはどうかと思います。希望を受けつけ、登録をした町民へのメール配信サービスなども検討すべきではないでしょうか。

次に、高齢者の運転免許証返納に関して伺います。

全国で高齢運転者の交通事故でとうとい命が奪われる事案が続出しております。買い物や通院の交通手段を車に頼る町の現状もあろうかと思いますが、決して誰にとっても悲劇を生むことのない対策をとらなければいけません。

現在、町では介護保険を申請して認知症と認定された高齢者が免許を返納した際に、タクシー券を交付していますが、今後返納を希望する全ての高齢者に対して実施していくべきではないでしょうか。また、デマンドタクシーのシステムが利用者の使い勝手に合っているのかも検証しながら、自家用車に頼らず買い物や病院に通えるような仕組みづくりの工夫も必要と考えますが、町長のご所見を伺います。

以上、高齢化社会を迎え、町民が健康で暮らしやすいまちづくりを望み、質問します。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 笹原議員の一般質問にお答えさせていただきます。

健康は、子供から高齢者まで全ての町民の暮らしの礎であると認識をさせていただいているところでございます。

国では、「健康日本21」に基づき「国民の健康寿命が延伸する社会」の構築を目指して、「高齢者への介護予防等の推進」「現役世代からの健康づくり対策の推進」「医療資源の有効活用に向けた取り組みの推進」を掲げて、取り組みを推進しているところでございます。

また、県におきましては平成24年度に「健康やまがた安心プラン」を策定し、平成27年度から健康長寿日本一の実現を目指すため、「健康長寿日本一実現プロジェクト事業」を推進しながら、さまざまな取り組みを行っているところでもあります。

本町では、25年3月に第2次白鷹町健康増進計画「元気ニコニコしらたか21」及び第2期白鷹町特定健康診査等実施計画に基づき、「町民主体の健康づくり」「地域ぐるみの健康づくり」「生活習慣病予防の健康づくり」「こころの健康づくり」の4つの柱を掲げ、各事業を実施しているところでもあります。

さらに、昨年度は特定健康診査、特定保健指導の実施結果等のデータを活用した「データヘルス計画」を策定し、より具体的な事業の展開を進めているところでもあります。

健康づくりにつきましては、生活習慣病の発症と重症化予防による健康寿命延伸のための取り組みを実施しており、検診内容に応じて受診費用の一部公費負担を行うとともに、未受診者に対しての電話や訪問による勧奨を行い、受診率の向上に努めているところでもあります。

また、今年度新たに「子どもの健康づくり健診」や「しらたか健紅マイレージ事業」の実施により、町民の健康づくりの意識向上を図っているところでもあります。

「子どもの健康づくり健診」につきましては、低年齢から生活習慣病予防の取り組みを家庭や地域ぐるみで進めていくため、町内の小学5年生と中学2年生の希望者を対象に、費用は全額町が負担し健康診査を実施したのもでもあります。対象者206人に対し、受診者は98人、受診率47.6%でありました。今年度初めての取り組みであることや、保護者がお子さんを医療機関に連れていき受診しなければならないということもあり、受診率が低かったのではないかと分析をさせていただいているところでもあります。

なお、町の健診の状況等の具体的な数字、内容等につきましては担当課長より報告をいたさせますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

次に、シラタカレッドダンスについてお答えさせていただきます。

「おどる！シラタカ・レッド」ダンスにつきましては、「日本の紅（あか）をつくる町」連携推進事業の一つとして取り組んでいるものであり、「日本の紅（あか）をつくる町」そして「シラタカ・レッド」のダンスによる町民の皆様への浸透、イメージアップを目的として制作されたというところでもあります。

ダンスの発表につきましては、このほど町内4つの保育園、こども園の保護者や保育協議会が中心となり行われたところでもあります。とてもリズムカルで覚えやすいダンスであり、子供から高齢者まで気軽に取り組める体操であると伺っているところでもあります。既にコミュニティセンターでの取り組みもスタートしており、今後は保育園、こども園、地域サロンなどでも取り入れていただき、多くの方々に「シラタカ・レッド」ダンスを踊っていただければと思っているところでもあります。

次に、禁煙・受動喫煙防止につきましてお答えさせていただきます。

禁煙・受動喫煙防止につきましては、平成27年2月のやまがた受動喫煙防止宣言を受け、本町でも同年11月に開催いたしました「元気ニコニコ健康まつり」において、受動喫煙防止宣言を行ったところでもあります。

町の公共施設の禁煙状況は、建物内禁煙は9割以上となっております。町の取り組み状況につきましては、普及啓発として、健康まつりで荒砥高校生ボランティアによる禁煙紙芝居の実施のほか、健康教室といった特定保健指導等の機会に、喫煙者に対し禁煙に向けた健康相談を随時行っているところでもあります。

喫煙によるたばこの煙は、健康に大きな影響があると言われておりますので、今後とも町報等で周知をさせていただきながら、受動喫煙防止に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、災害時の情報伝達方法についてお答えさせていただきます。

災害時の情報伝達手段につきましては、平成25年度からJアラートを活用した屋外拡声器からの情報発信を開始し、緊急地震速報などの緊急情報を発信させていただいているところでございます。

先ほど、議員からありましたように、本日未明におきましても竜巻情報が流れたということで、早朝より私にいろいろな電話をいただきました。その内容につきましては、未明であるということで、うるさいというお話でございました。もう少し静かに流せないかということでもあります。やはり緊急性が高いものと、これが事故が起きてからでは遅いということもありますので、注意喚起を促すためにも必要であるということをお願いしたけれども、やはり私の大先輩の方からは相当きつく、もう少し静かにできないかということも言われたことも事実でございます。

やはり、これからおきましては、どのような形で町民の皆様方に緊急情報を伝達するかということに、私としてはいろいろ意を配りながらやっていく必要があるのではないかなと思っているところでございます。

さらに、昨年度、屋外拡声器の増設や災害テレホンサービスの開始、町ホームページとの連携など、情報伝達手段の拡充を行ったところでございますが、屋外拡声器につきましては議員ご指摘のとおり、その日の天候などにより聞き取りにくいなどの課題もあることから、随時、音量やスピーカーの向きなどを調整し、対応しているところでもございます。

メール配信サービスにつきましては、平成27年度より消防団員と自主防災組織の正副会長の方々に希望される方に配信を行っており、現在220名の方に登録をいただいているところであります。

配信内容といたしましては、Jアラートシステムと連動した屋外拡声器から発信される情報と、西置賜行政組合消防本部から発信される火災情報となっております。また、任意の情報を一斉に送信することも可能であり、災害時には有効な情報伝達手段の一つ



であるため、一般の町民の皆様方にも対象を広げるべく検討してまいりたいと考えておりますが、メール配信サービスは携帯電話等のメールの受信手段をお持ちの方が対象となるため、受信手段をお持ちでない方への対応が課題であると捉えさせていただいているところでもあります。

次に、高齢者の運転免許証自主返納に関する質問にお答えさせていただきます。

最近、高齢者の自動車運転による痛ましい事故のニュースを多数耳にしております。人身事故、物損事故のいずれの被害に遭われた方はもちろんのこと、加害者となられた方の精神的・経済的不安は想像をはるかに超えているものと認識をさせていただいているところでございます。

運転免許の自主返納につきましては、体力や視力に不安があり運転に自信がない、運転ができなくなったなど、交通安全上から免許を返納したい場合や、運転免許の有効期限がまだある方が自主的に運転免許を返納するものでもあります。なお、一度返納された運転免許につきましては、後日いかなる理由があっても復活することはできないということになっているようでございます。

受付につきましては、山形県総合交通安全センターや住所地を管轄する警察署で行っているということでもあります。運転免許証の取り消し手続きを行い、返納された方は、運転免許証にかわる身分証明として活用できる「運転経歴証明書」の交付を受けることもできることとなっております。

本町におきましては、高齢者運転免許証自主返納支援事業といたしまして、議員ご指摘のとおり、昨年度より、認知症による介護認定を受けておられる65歳以上の方を対象に取り組ませていただいているところでもあります。

また、平成27年の65歳以上の運転免許証所持者数は約3,000人であります。運転免許証自主返納実績といたしましては、平成27年が36人、平成28年は11月24日現在で48人になっており、年ごとに増加するのではないかと、そのような傾向にあると認識をしているところでございます。

また、高齢者運転に関する交通安全対策についての規定が整備され、来年3月12日から施行されることとなっております。免許更新に際し、より厳格な検査等が導入されることから、今後ますます運転免許証の自主返納がふえてくるのではないかと予測をしているところであります。

高齢者の交通事故防止を図るため、運転に不安を持つ高齢者に対しまして、高齢者交通安全教室等を通じて運転免許証自主返納手続の周知活動を推進するなど、事故防止のための施策を推進してまいりたいと考えているところでもあります。

さらに、今後増大が予想される高齢者の運転免許証自主返納者の移動手段として、公共交通機関の充実も課題となってくるものであると考えております。運転免許証を自主返納された方の移動手段としては、自家用車の代替とはなり得ないと認識をしております。

すが、町が運行しているデマンドタクシーが一番近い形態ではないのかと考えているところでございます。

デマンドタクシーは、ご案内でありますとおり予約乗り合い型のタクシーではありませんが、町内全域の移動は500円均一で利用いただくことができ、朝8時台から夕方4時台まで1時間ごとに運行し、午後の便につきましては当日11時までの予約で乗車することができるようになっております。平成20年8月から運行を開始したデマンドタクシーは、年々利用者数を伸ばしてきましたが、高齢者の免許所持率の高まりとともに、昨年度から利用者は減少傾向にあり、利用拡大策として運転免許証自主返納者に対する利用促進を図るため、県内自治体の先事例なども参考に、割引などの特典なども含めて総合的に検討を進めていきたいと考えているところでもあります。

安心して住み続けられるまちづくりの視点として、公共交通は欠かせない要素でありますので、今後も町民の皆様方のご意見を頂戴し、そしてそれを踏まえ対応してまいりたいと考えているところであります。

以上、笹原議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） 初めに、「子供の健康づくり健診」についてお答えいたします。

総合判定の結果では、異常なしが62.2%、要指導、要受診が37.8%であり、脂質異常が最も多く、次いで貧血や高尿酸など、生活習慣を早急に改善しなければ病気の早期発病が危惧される状況が見受けられました。

この結果から、高カロリーで偏った食習慣、運動機会の減少、夕食や就寝時間が遅いなど、生活習慣の改善が必要であることが明確になってまいりました。

子供の健康は、体の基礎づくりの大事な時期であり、成人後まで影響いたします。また、子供の場合は親の生活習慣が反映されることから、親子で一緒に生活を見直し、改善を図る必要がありますので、その対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、基本健診の状況についてお答えいたします。

基本健診の状況につきましては、39歳以下の健診は国民健康保険者以外の保険者も対象となるため、単純な受診率の比較はできませんが、例えば39歳以下の全人口を対象に比較した場合、平成25年度は4.8%、平成26年度は5.2%、平成27年度につきましては4.8%と、ほぼ横ばいの状況となっております。なお、この数字は町内で人間ドックを受けた受診者及び南陽健診センターを受診した数字になっており、会社等での受診者は含まれていない数字でございます。

次に、平成27年度の主ながん検診の受診状況について申し上げます。

初めに、胃がん検診につきましては受診者数1,934人で、要精検者271人、そのうち精検受診者215人、精検受診率が79.3%でした。

次に、肺がん検診につきましては受診者数3,062人、要精検者110人、そのうち精検受診者84人、精検受診率76.4%でありました。

現在、がん検診の受診率を向上するために、婦人科検診を同時に開催、またバスでの送迎や女性の日を設け、受診しやすい環境づくりに努めているところでございます。

最後に、特定健診の状況についてお答えいたします。

特定健診は、40歳から74歳までの国民健康保険に加入している方が対象であります。町では、白鷹町特定健康診査等実施計画の中で目標数値を定めながら取り組んでいるところでございます。平成26年度の目標数値は56%であり、それに対し受診率は57.4%と目標を超え、県内でも5番目という高い受診率になっているところでございます。

その特定健診の特定保健指導が必要とされる人の割合は、26年度末で受診者1,503人に対し、特定保健指導対象者が165人、11%、その受講者は50人、実施率30.3%という結果でありました。

特定保健指導が必要な方につきましては、保健師が訪問により受診勧奨を行い、健診結果を持参いただき、生活改善に向けた指導を実施、さらに文書による再勧告を行っておりますが、実施率が伸びないという結果であり、大きな課題であると捉えております。

また、健診結果の特徴といたしましては、受診者の半数が生活習慣病の有所見者であり、非肥満者にも血糖、糖質、血圧の有所見者が増加している傾向であります。

今後におきましては、生活習慣病の予防、早期発見のために、積極的な勧奨や町報等で周知していくとともに、なお一層受診しやすい体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） まず最初に、ことし初めて実施をした子供の健診について、お聞きしたいと思います。

子供の受診率が47%ということで、その中で気になる結果もいろいろ出てきたようでございますが、課長さんから、親子での対応というか、親の生活を改善する対応をしていかないと、子供も健康回復、健康を保てないというお話がありましたけれども、具体的にどういう形で、親子ともども指導していかれるのですか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） お答えいたします。

健診結果の間診からは、スナック菓子やあめやアイス等の糖質が多く含まれたおやつや、炭酸飲料やスポーツ飲料など好んで摂取していることや、生活リズムの乱れなど、具体的な内容が見えてまいりました。今後におきましては、早急な生活習慣の改善に向けた取り組み、またこの事業を継続し、さらなるデータの分析を行いながら、子供たちの生活習慣に対する適切な支援等を行ってまいりたいと考えております。

今年度から始めた事業でありますので、まだ親子でどのような形での指導をしていく

かは具体的にはなっておりませんが、とりあえず具体的には、個別指導が必要な方には保健師や栄養士が訪問指導を行ってまいります。また、教育委員会と各学校と連携を図り、健康づくり全般についての支援を行いながら、子供たちの体づくりに取り組んでいきたいと思っております。

また、保護者への通知等、さらには町報やホームページに掲載しながら、生活習慣病予防の重要性を町民にお知らせしてまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、課長が申し上げたとおりでございますが、どうも先ほど来、スナック菓子とか炭酸飲料と、私の大好きなものが並べられているなど思ったわけでございますが、いずれにしてもこれは販売をしているということでもあります。この販売をしているということを踏まえながら、どのような対策をとるべきなのか。今、課長が言ったとおりでございますが、やはり親としての価値観をきちんと方向づけをしていかなければならない内容だと認識をしておりますので、実際に販売をしているものに対して、我々は具体的に余り極端なことは言うということではなく、健康という視点からだけ取り組んでいく必要があるだろうと認識をしているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） なかなか子供も大きくなってからは言うこともきかないということもありますし、それまでの生活の習慣もできてしまっている部分もあるかと思っておりますので、ぜひ、健康福祉課では妊娠時からしっかりサポートをやっていただいているということもございますので、生まれる前から若いお父さん、お母さん方にこういうところも話をしていただきながら、子供の健康に対する影響などもしっかりと正しい知識を教えただきなら、将来にわたって気をつけていけるような、そういう体制づくりを望むところでございます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、なかなか気になる40歳からの特定健診の話でございますけれども、受診率はトップクラスだということで、皆さん関心があるのだなと思っておりますが、特定保健指導の受診率が低いと、ここが課題だというお話がございました。

実は、かく言う私もその指導を受ける立場でございまして、2年連続でお電話いただいて、1回、2回は行くのですけれども後が続かないということがあります。何で続かないのかなと質問しながら考えているのですが、やっぱり平日、仕事の途中を抜け出してということもあったりしてなかなか行きづらいという部分もあると思っておりますので、例えば夜とか土日とかというところも工夫をしていただきながらということもあるかと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） お答えいたします。

特定保健指導の課題につきましては、先ほども申し上げましたけれども、実施率が伸

びないということで、その内容におきましては議員おっしゃられたように、結果の説明会が平日の時間帯で行われているという状況でございます。平日ですと、なかなか参加できないというのが大きな課題と捉えておりますので、今後におきましては、説明会の開催の時期や時間帯におきまして、平日の夜間とか土日の開催も設定しながら、より多くの方が参加できるように対応してまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） ありがとうございます。本当に、継続して取り組めるようにお願いしたいと思います。

そこで、さらに提案なのですけれども、受診率のさらなる向上を目指して、ABC検診というものがございます。これは、胃がんの原因となるピロリ菌の感染と胃の萎縮状況を判定するものなのですけれども、血液検査で可能で、自分の健康状態、胃の状態が判定されるという検査なのですけれども、ぜひ特定健診の受診率が高いのであれば、そのときにとる血液の余剰血液でぜひ検診を行っていただきたいなと思います。この検査は本当に体的に負担がなくて、自分の胃の状態がわかるものですから、定期的に検診の継続を心がけていけるのではないかなと思いますので、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） お答えいたします。

ご質問のABC検査につきましては、胃がんにはピロリ菌感染に深くかかわっており、ピロリ菌感染によって胃粘膜の萎縮が進むほど胃がんが発生しやすくなると聞いております。胃がんリスク検診、いわゆるABC検査につきましては、胃がんそのものを見つける検査ではなく、ピロリ菌感染の有無や胃の粘膜の萎縮状態を血液検査で測定する簡単なものでございます。一生の間に胃がんなどの胃疾患にかかるリスクを判定する検査であり、胃がん検診に対する抵抗の軽減につながるものと思っております。しかし、がんそのものの病巣を発見するものではなく、胃がん罹患の危険度を見る検査であると理解しているところでございます。

議員ご指摘のように、特定健診と同時に実施できるのが一番よいと考えておりますけれども、その導入につきましては国や他市町村の動向を情報収集しながら、今後十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 先ほども申し上げましたけれども、自分の健康状態を本当に知る上で大切な検査であると思いますので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

ただいま他市町村の話もありましたけれども、本当に近くの市町村では費用補助なども行って、ワンコインでできるような補助も行っているところもあるようでございますので、ぜひ周りを見ていただきながら早急にどうか、なるべく早く実施できるようにお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、受動喫煙の話をしたと思います。

初めに、去年の11月に白鷹町受動喫煙防止宣言というものが発表になりましたというお話がありました。私も出させていただいたのですけれども、4項目にわたる宣言であります。この白鷹町受動喫煙防止宣言、広く町民の皆様にお知らせをして、知っていただくことがまずは大事ではないかなと思うのですけれども、町内の公共施設には大きく掲げてはいらっしゃるのでしょうか。その辺、1点だけお願いします。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） お答え申し上げます。

各公共施設におきましては、受動喫煙防止宣言によるチラシということで、コミセン等を初め公共施設には配っておりますけれども、本当に皆さんの目に見えるところにあるかどうかの確認をしていないところがございますので、その辺も確認をしながら周知をしていきたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） コミュニティセンターの分館に至るまで禁煙が今なっているようだけれども、ここまで来るにはなかなか地元の皆さんとの調整が大変だったのではないかなと思います。本当に、関係者のご努力に敬意を払うわけですけれども、その方々の後押しとなるような、この宣言の4項目でございますので、ぜひ大きく掲げていただいて、本当に健康に大事なことだとアピールをしていただきたいと思います。

先ほど、建物内9割以上禁煙、分煙化になりましたというお話がありました。本当に実施されたと思います。ありがとうございます。今後は、人が集まる飲食店関係の対策が求められてくるのかなと思います。当然、お店からは反対の声が高まるのはわかるわけでございますけれども、ただ国として、先ほども申し上げましたような対策がとられたときに、どのような対策をとるか、そのときになって初めて考えるのではなくて、今から少しずつ民間の飲食店関係のところ、どういう形で受動喫煙の防止を広げていくかということも大事だと思いますので、その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） お答え申し上げます。

完全な禁煙を求めるにつきましては、賛否両論でさまざまな意見があると思われま。受動喫煙による健康への影響があると言われておりますが、飲食店等に対し一律に禁煙実施を求めることは、利用者の多様なニーズや施設の状況などの問題もあり、現段階では大変難しいと考えております。

しかし、正しい知識を理解していただくために、今後とも健康教室や町報等で周知してまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 現段階ではというお話でございましたが、いずれ国の対策も方向性

が定まると思いますので、ぜひ今のうちから町として、景色も空気もきれいな白鷹町と掲げていただいて、町民の皆様とともに、防止できる病気にはかからないということで取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、安全で暮らすためにということでお聞きしたいと思っております。

先ほど、緊急情報のメール受信のサービスをできるだけ町民の皆様にも広げていくべく努力を続けるというお話がございました。ぜひ希望者に向けて、より多くの方に広げていただきたいと思っております。大分、高齢者の方も携帯電話なども持っているようでございますので、ぜひ普及すればより多くの方に情報がいくのかなと思っております。

加えまして、なかなかSNSというか、そういうものに縁遠い世代、また防災無線が聞き取りにくい状態にある人のために、緊急情報や防災情報などをファクスで知らせるサービス、行っている自治体もあるようでございますが、ぜひこちらも行つてはどうかと思っております。同じようにこちら希望を募つて登録していただいて、ファクスを送信するサービスでございます。当然、ファクスのお持ちでないところはファクスはできないわけですが、紙で情報を知ることは、高齢者だけではなくて、大切なことなのかなと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） ちょっと、その前でございますが、今、課長が答弁させていただきました、たばこ、喫煙の問題でございます。

実は、公共施設におきましても、敷地外に出れば喫煙できるような状況の準備がなされているということも結構ございます。それらを考えたときに、果たして喫煙という行為そのものをどうするかということよりも、明確な分煙といたしまして、そしてただそれを戸外に行つて、ここならたちまち空気で薄められるということではなくて、明確に有害なものが取り除けることができるのかどうか、それで確実に分煙をするということができるかどうか、この辺などもひとつ検討に加えさせていただきたいと思っております。

飲食店におきましても、では分煙をしますかと、分煙をしてくださいとお願ひしても、果たしてそこまでの投資ができるかどうかということもございます。非常にデリケートな問題でもありますし、町としても7,000万円を超える昨年度は税収がございました。やっぱり、それらを踏まえたときに、そういう嗜好品でもありますので、私としては一概に、全て同じような方向に持っていくということについては少し厳しいものがあるのかなと。

ただ、決して受動喫煙等々については、公共的な機関でありますがんセンターあたりでも、たばこを吸うことによってのがん発症の確率が非常に高いとはきちんとお願ひしておりますので、この辺を踏まえながら、我々として、行政としてどういうことができるのかどうか、その辺はこれからいろんな形を考えながら検討させていただきたいと思っております。

おりますので、何とぞご理解賜りたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） 緊急情報のファクスサービスのご提案につきまして、お答え申し上げます。

緊急情報や災害情報の送信サービス提供につきましては、ファクスサービスについては、メール等をお持ちでない方、受信できない方の伝達手段としては、議員からございましたように、ファクスの機器をお持ちの方であれば大変有効なのではないかと捉えているところであります。

しかしながら、ファクスにつきましては電話回線を利用した送信でございますので、送信にはある程度の時間を要することも予測されますので、緊急時における伝達機能を担保できるかということも懸念の一つでございます。そういったファクスの特性等をご理解いただいたことがまずは前提となってくるものと考えておりますので、その状況等を踏まえて対応してまいりたいと思います。

また、ファクスの送信につきましては、職員の勤務時間外の対応等については課題があるということもご理解いただきたいと思います。

一斉送信につきましては、電話会社でさまざまな送信のサービスを準備しているような状況もございますので、本町のニーズに合った内容等でファクスができるか、実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、Jアラートとの連携等につきましては、これについては機器の環境等もあるわけでございますので、この辺は状況等を踏まえつつ、情報の伝達手段の一つではあるものの、検討を加えていきたいと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） かつてファクスサービスにつきましては、全区長さんに設置を理解いただけないだろうかということでお話をしたことがございました。既にファクス装置機械をお持ちの方の区長さんからは、どういうもので選んでいるか私はちょっとわかりませんが、とにかくいろんなものがどんどん一方的に送信されてくると。またファクス送信というものについては、必ずとってきて見なければならぬ。そういうことがあって、それについては賛成できかねるとなったこともありました。では希望者ということをお願いしたのですが、それもやはりなかなか難しい問題。では紙代は誰が負担するんだと。そういうことがあったりして、なかなか思うように進まなかったというのが実情でございます。

この辺については、今、総務課長が答弁させていただきましたとおり、いろいろなサービスがあるかとは思いますが、目に見えるものということでの今、笹原議員さんからの指摘があったわけですが、ではその紙代が誰が持つとかいろんな問題がありますので、広く検討をさせていただきたいと思います。



○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） 先ほど、なかなか聞き取りにくい状態にある方と言ったのですけれども、本当に耳の不自由な方とかそういう方には喜ばれているサービスだとお聞きしております。ぜひ、メールで受け取れる方、それからいろんな手段で受けられる方はそこから受け取っていただいているのですけれども、そういうことも一つの方法でないかなと思ったものですから申し上げた次第でございます。

ただ、本当にもしこれが実現したら、意外と申し込む人が私は多いのではないかなと思うのです。情報が1つ入って記録に残るといふ、見なければならぬとは言われますけれども、それは残るといふことで、本当にそれをいつでも確認ができるという状況になりますし、一つ喜ばれるサービスではないかなと思いますので、ぜひご検討お願いしたいと思います。

最後に、免許証の返納に関しての話をさせていただきたいと思います。

先ほどもありましたとおり、本当に高齢ドライバーの事故が各地で報道されておりますし、何か対策をとらなければという思いがあります。盛んに今、各地、新聞でも特集を組んで報道しているようでございます。

町として本当に今、先ほど町長から返納後の住民の足となるデマンドタクシーのお話がありました。このデマンドタクシーの割引特典というようなものを考えているということもございましたけれども、ぜひさまざま工夫を加えていただいて、例えば誕生日月は無料とか、その辺うまく工夫をしていただいて、乗っていただけるような取り組みも必要なのではないかなと思います。当然、自家用車的に利用することはもうできないわけではありますけれども、乗り方の周知もお話をしていただきながら、ぜひ利用していただくような体制をお願いしたいなと思いますが、その辺に関していかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 一番大切なことは、やはり高齢者の自動車事故をなくすという中で、免許証の自主返納をお願いしたいということでもあります。

現在までは、認知症といわれた65歳以上の方に対しての支援はさせていただいてきたところでございますが、やっぱり今後、今、議員からご指摘ありましたとおり、自主返納をさらに推し進めるということなども踏まえながら、今、一律町内500円ということでもさせていただいておりますが、今ご負担をして乗車をいただいている方と、免許証を自主返納された方とのバランスをどうとっていくかと。

例えばその恩典をするにしても、この辺については恐らく県内でもそんなに大きな取り組みはしていないと思いますので、いろいろな視点から、例えば半額にするとか、あるいは200円を割引くとか。ただ、それを半永久的にやるということでもございませんで、何年間はしていくよということなども踏まえて取り組んでいく必要があるのではないかなとは思っておりますが、これについてもやはり経費がかかることでもあります

し、先ほど申し上げましたように、今まで利用していただいている方とのバランス、公平性というものも当然問われるわけがございますので、そういう方々が当然だと言っているような環境を我々がつくれることができるかどうか。そのようなことの工夫を加えながら、そして理解をいただけるような環境づくりができるかどうか、この辺について取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思いません。

○議長（遠藤幸一） 笹原俊一君。

○3番（笹原俊一） デマンドタクシーがうまく機能して、本当に皆さんにご利用いただけるようになれば、多少その制度の問題とかは別として、本当に町のデマンドタクシーのシステムは便利だとなるような取り組みもぜひお願いしたいなと思っておりますので、さまざまな課題もありませんかと思っておりますけれども、ぜひ工夫をして取り組んでいただきたいと思いません。

先ほど、町長からもありましたように、来年の3月には、高齢者の免許証更新の際に判定をされて、もし認知症のおそれがあると診断された方は医師の診断が義務づけられて、認知症と診断されれば運転免許が停止、取り消しになる制度が始まります。本当に、返納には大変温かい心遣いが大切で、高齢者からの免許証を剥ぎ取るような返納になってはいけないなと思っております。その後のサポートを丁寧に行っていくということも踏まえて、ぜひよろしくをお願いしたいと思いません。

これから本当に高齢化社会を迎えて、さまざまな課題が見えてくるわけがございますけれども、皆さんが安心して暮らせるまちづくりを望んで、質問を終わりたいと思いません。

ありがとうございました。

○議長（遠藤幸一） 以上で笹原議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休 憩 （午前10時59分）

---

再 開 （午前11時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、人口減少社会における町の施策について、5番、小口尚司君。

〔5番 小口尚司 登壇〕

○5番（小口尚司） 一般質問をいたします。

人口減少社会における町の施策について。

2014年、当時、増田寛也教授が座長を務めていた日本創生会議から、2040年には全国の約1,800の市町村のうち、523市町村で人口が1万人未満になり消滅するおそれがあるという発表があり、全国に衝撃が走りました。

本町もその中に入っており、昨年、国の施策と連動し「白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」を策定しました。その中で、合計特殊出生率1.8相当の目標により、2040年に人口1万500人程度の将来展望を掲げています。

本町のような地方の自治体は、残念ながら人口減少を食いとめることは不可能と言わざるを得ません。このような現実のもとに、人口減少が今後のまちづくりの全ての施策に影響が出てくるものと思われます。人口減少とどのように向き合い、対応していくのが非常に重要になってきます。

そこで、このたびは2つのことについて質問いたします。

1つ目は、移住・定住施策についてです。地方創生の名のもとに、移住者、定住者をふやそうと、ほかの自治体も同じように取り組んでいる状況かと思えます。ともすれば、自治体間のPR合戦やとり合いのようになっている中で、いかに移住者、定住者のニーズを把握し、環境を整えていくかがポイントになります。近年、全国的に就農による移住、定住がふえている状況にあります。

そこで、昨年設立されました「白鷹町新規就農者受入協議会」と「白鷹町ふるさと移住推進協議会」の状況と今後の方向性について、町長の所見をお伺いします。

2つ目は、第5次総合計画の重点分野の一つ、「子育て・教育」についてです。人口減少イコール少子化であり、前段で述べたように、人口ビジョンでの合計特殊出生率1.8相当という高い目標を掲げていますが、なかなか厳しい現状であると認識していません。子供をふやしていく過程においては、子育て支援が重要なことは言うまでもありません。

子育て支援に対しては、「多子世帯子育て応援事業」や「しらたか元気っ子事業」を初め、さまざまな支援策を講じていることは高く評価したいと思いますが、残念ながら今後も少子化が進行していくものと思われます。

町長も、少子化対策を最重要課題の一つとして位置づけているようです。そこで、少子化対策の中でも、特に子育て環境の現状認識と将来の方向性について、町長の所見をお伺いします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 小口議員の一般質問にお答えさせていただきます。

国全体の人口動態は、少子化の影響により平成20年をピークに人口減少局面に入りました。本町の人口は、昭和29年の立町以来減り続け、残念ながら過疎地域からの脱却には至っていないというところでもあります。

議員ご指摘のとおり、本町の人口ビジョンに関しましては、25年後の平成52年には1万500人の人口を確保するという目標を掲げさせていただいているところでございます。

具体的には、3つの改善指標を掲げて取り組んでいるところであり、1点目は、有配偶率を10%程度上昇させること。2点目は、有配偶女性人口に対する子供の人口の割合を5%程度上昇させること。3点目には、転入者を5年間当たり約50名程度増加させ、移住促進を図ることを目指しているという状況下でございます。

さて、議員からご質問がございました1点目の移住・定住施策の取り組みについてでございますが、昨年度、関係団体の参画をいただき、白鷹町ふるさと移住推進協議会を設立させていただき、移住推進に向けた相談業務や情報の発信を中心に組み立ていただいているところでございます。

昨年度は、地方創生先行型交付金を活用させていただき、移住推進に係るPR活動を実施いたしまして、対面相談を実施させていただいております。その結果、直接的な成果といたしましては、女性1名の方が都内から3月に移住をしていただき、移住の目的であります「機織り」に4月から従事をしていただいているというところでもあります。

今年度も、昨年度に引き続き協議会を中心に活動を進めておりますが、インターネットを活用したホームページの公開やFacebookによる移住相談会、その他、旬の情報をリアルタイムで情報発信しておりますが、その中でも空き家バンクについては大変高い関心が寄せられているという状況下でございます。

移住相談を進める中で、本町に移住を検討される方は、就農したい、機織りをやりたいなどという目的が明確であることがわかってまいりました。本町の移住拡大に向けた取り組みとしては、その方に合った個別の移住相談を継続するとともに、きっかけとなる「白鷹町」を知っていただくことであると思っております。

今年度、移住の下見に来町された方のきっかけは、空からその地域を紹介する「空から日本を見てみよう+（プラス）」というテレビ番組に本町が紹介されていたからとのことでした。本町を知っていただく機会の創出、知名度向上に向けて、協議会構成員である観光協会とともに連携し、PRにも取り組んでまいりたいと思っております。

また、全国的に就農に向けた移住、定住もふえているという中で、本町でもその受け入れ態勢を整備すべく、町農業活性化センターの事業を通し、昨年10月、町新規就農者受入協議会が設立をされたところであります。設立に当たりましては、町内の認定農業者や新規就農者に声かけをさせていただき、趣旨に賛同をしていただきました現在5法人、10個人の農業者の方々から、新規就農者の獲得に向けた取り組みを行っていただいているところでもあります。

新規就農者受入協議会では、東京を中心に開催される「新・農業人フェア」に参加し、直接、就農希望者と面談しながら短期研修生の獲得に力を入れていただいているところでございます。このイベントには、町ふるさと移住推進協議会からも同行させていただき、移住への勧誘活動も行っているところであります。また、短期研修生が来町された

際には、それぞれの協議会が連携しながら対応しているところでもあります。

この「新・農業人フェア」がきっかけとなり、短期研修を経て、就農に向けた長期研修に移行し、現在は新規就農し定着しておられる方も何人かいらっしゃるということで、非常に有効なイベントであると捉えさせていただいているところでございます。

しかしながら、近年このイベントに参加自治体がふえております。イベントに参加すること自体も厳しいというお話を伺っているところでございます。そのような中でも、多くの自治体の中から本町を選択いただけるように、さまざまな工夫を凝らしながら対応をさせていただいているとお聞きしているところでございます。

また、短期研修の受け入れに当たりましては、やまがた農業支援センターが実施する「山形農業短期体験プログラム」を活用いただいております。このプログラムでは、研修生の希望をお聞きした上で、体験先や内容が提案され、受け入れ農家での農業体験をしていただくこととなります。この事業を活用いたしますと、研修生の研修期間中の傷害保険加入や受け入れ農家への受け入れ費用の一部助成などを受けることができるものであります。

最大で年間延べ30日までの研修が可能であります、今のところ1泊2日ないし2泊3日の研修がほとんどであるということでもあります

一方で、研修生側では就農の意思が十分あったといたしましても、農業者としての適性があるかどうかの判断も必要となっておりまいます。受け入れ側としても、その適性などを見る最初の機会が短期研修ということになるわけでありまいます。将来的に白鷹町に定着し、農業の担い手として成功していただくためにも、この短期研修は重要な位置づけであると認識をしているところでございます。

短期研修を踏まえ、いよいよ就農に向けた長期研修に入る際には、国の施策である青年就農給付金の準備型が活用できることとなりますが、課題としては住居の確保やそれにかかる費用が挙げられることから、本町では定住に向けた支援として、賃貸住宅の家賃にかかる費用の助成を実施しております。

また、これまでに於いて、研修終了後、就農にあわせ空き家等の住宅を取得されるケースもあったことから、住宅取得に対する助成も導入したところであります。

実際には、個人ごとに移住、就農のケース、それに伴うニーズもそれぞれ違うものであると認識をさせていただいております。

ニーズの把握につきましては、昨年1月に新規就農者受入協議会の主催により「未来を担う白鷹町青年農業者情報交換会」が開催されまして、移住の先輩の話をお聞きしたり、就農して感じたことなどの意見交換などを行ったりという機会を設けながら、課題の整理や需要の掘り起こしなども行われております。

今後とも、さまざまな手法を用いてニーズを十分に捉え、受け入れ環境を確立し、移住拡大を図ることで人口減少に向き合いたいなど思っているところでもあります。

次に、2点目の少子化対策についてお答えさせていただきます。

本町の合計特殊出生率については、厚生労働省が発表しております一番新しい数値では、平成26年の1.71となっておりますが、出生者数につきましては、平成25年度81人、26年度80人、平成27年度は73人という数字になったところでもあります。さらに、平成28年度の出生予定者数につきましては、現在の母子健康手帳の交付状況から推計してみますと70人弱と見込まれるところでもあり、この数字はこれまでの子育て施策に取り組んできた中で、結果として非常に厳しいものであると捉えさせていただいているところでございます。

人口減少、少子化の影響につきましては、生産年齢人口の減少による経済規模の縮小や社会保障制度など、大きな影響をもたらすものであると考えているところでもあります。

本町におきましても、今後、町内企業の経済活動、特に労働力確保に影響を及ぼすとともに、地域全体の活力の低下を招くものと考えております。また、既に少子化に対応して、保育園や学校など公共施設の配置の見直しを行ったところでもあります。

少子化対策につきましては、第5次総合計画の主要プロジェクトとして「子育て教育」を、そして地方創生の政策パッケージにおきましては、婚活・子育て応援プロジェクトを掲げ、問題解決に取り組ませていただいているところでもあります。

具体的な取り組みといたしましては、婚活支援の取り組みとしては、昨年度より婚活サポート専門員を配置させていただき、企業に勤務する未婚者の方へのアンケートを実施するとともに、イベントの開催や婚活に関する情報提供などに取り組んできたところでもあります。結果といたしましては、昨年度のお見合い件数は12件、うち1組が成婚に至ったという報告を受けているところでございます。今年度も、昨年度のアンケートをもとにしたセミナーやイベントの開催、積極的な仲人活動により、既にお見合い件数は12件を数えていると伺っているところでございます。

次に、子育て支援の取り組みといたしましては、出産期においては「特定不妊治療助成事業」や「ニコニコマタニティライフ応援事業」を、また子育て期においては「しらたか元気っ子事業」「小児インフルエンザ予防接種費用助成事業」「多子世帯子育て応援事業」などを行いながら、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んできたところでもあります。

さらに、子育て世帯の住宅環境整備としては「すまいる住まい！若者定住サポート事業」にも取り組み、平成27年度は18世帯の方々に支援をさせていただいたところでもあります。

子育てに伴うさらなる経済的負担の軽減としては、今年度から「しらたか元気っ子事業」において対象者を高校3年生相当年齢まで拡充をさせていただき、また平成29年度に小学校に入学する児童への「新入学児童ランドセル贈呈事業」などに取り組みをさせ

ていただいているところであります。

今後におきましても、少子化対策は町の重要な課題と位置づけまして、昨年度策定いたしました地方創生総合戦略の政策パッケージに掲げております。婚活・子育て応援プロジェクトを中心に施策の展開を図り、少子化対策に取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

特に、妊娠期から子育て期における支援につきましては、今般、国の児童福祉法の改正により「子育て世代包括支援センター」をおおむね32年度までに各自治体において設置するように努めなければならないということになっております。子育て世代包括支援センターの設置の目的は、妊産婦、母親の孤立感や負担感が高まっている中、家庭訪問や相談業務を通じまして、妊娠期から子育て期までの子育てを支援するものでもあります。本町では、健康福祉課で業務を担っておりますが、さらに母子保健コーディネーターの設置などを含め、子育て世代包括支援センターの設置に向けて検討を進めてまいりたいと今、考えているところでございます。

しかし、少子化対策の取り組みにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、町としてさまざまな施策を掲げ取り組んでまいりましたが、一自治体だけでは限界があるのも事実と認識をしているところでございます。

結婚し、安心して子育てができる環境をさらに整えていくため、町としてどのような施策に取り組んでいかなければならないのか、社会保障制度としての国の施策の方向や県の対応などを確実に捉えながら、町独自の施策も実施し、今後も少子化対策を重要な課題として、持続的な定住人口を基調としたまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、小口議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○5番（小口尚司） まずは、就農者の移住・定住対策についてですが、農林水産省がことし9月に公表した調査結果によれば、2015年の新規就農者は5年ぶりに6万人を上回ったそうです。その中で、40歳未満の新規就農者1万6,000人に限定して見れば、農家である自宅に就農した人は49%、40%が農業生産法人などで働く雇用就農、11%は農地や資金を調達して農業を開始した新規参入者だったということです。雇用就農者や新規就農者の大半は非農家出身で、農業を職業として選んだ結果でした。農業は農家の長男が継ぐ仕事という通念は過去のこととして、少なくとも若い世代には通用しないことと思われれます。

また、ふるさと回帰支援センターの所長さんの話では、ただ、うちの町に来てください、自然がいっぱいいいところだから移住してくださいでは見向きもしてくれないそうです。例えば、農業であれば水田何ヘクタール、何坪のハウスでこのような野菜が栽培できる、樹齢何年の果樹園がこれくらいある、またこのような住居があるなど具体的

な情報や環境がないと、移住、定住には結びつかないそうです。また、仮に移住しても長続きしないというお話でした。

そこで、受入協議会の取り組みの中で、先ほど答弁にもありました、1泊2日または2泊3日といった短期農業体験を実施したということでしたけれども、短期農業体験をされた方の感想や、移住への可能性などがありましたらご披露いただきたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） お答えいたします。

まず、今、前段で農林水産省の統計のお話がありましたので、この点についてもちょっとお話をさせていただきたいのですが、平成27年の新規就農者の調査によりますと、平成27年の新規就農者は全国で約6万5,000人ということで、前年度から7,400人ほど増加したと伺っております。さらに、45歳未満の方が約2万人近くということで、若い就農者の数も増加していると聞いております。これは、やはり国で推し進めてきました青年就農給付金などの新規就農者対策が、対象年齢を45歳までと区切っている成果なのかなと思っているところでございます。

その新規就農の6万5,000人を就農形態別にちょっと見てみたのですが、約5万1,000人、79%の方がいわゆる自営就農というか、自宅で家業を継ぐような格好で就農されていると。農業法人への就職等による雇用就農者については約1万500人で、16%ほど。さらに、独立した新規就農者の方は3,500人で、約5%ということで、全体の数字を見ると自営就農のほうが多いということなのですが、先ほど小口議員からございましたように、若い人の数値を見ていくと、50歳以下の方については、7割から8割の方が法人、それから独立就農等の形態をとられていると。逆に、自営就農の方については、5万人ほどいらっしゃる中の60歳以上の方が3万人ほどということで、こちらは定年等を終えられまして、自宅の農業をされるという方が大分多いのかなというような感想を持っているところです。

特に、農業法人への就職が最近ふえているというのも一つの傾向だということでございますけれども、これにつきましては、やはり農業を始めるときの初期の部分の資金の問題、それから技術力不足に対する不安、あとはやはり定期的な収入とか休日というものがある程度見込めるというような部分などもありまして、農業法人への就職が多くなっているのではないかと感じております。

一方で、農林業センサスも27年の数字が出ておりますけれども、基幹的農業従事者の全国の平均年齢が67歳ということで、我が町の数字も67.3歳というのが平均年齢でございます。構成を見ますと、やはり70代あたりが主になっての年齢構成ということで、若い方の新規就農の確保というものが非常に大きな課題であるなど考えているところでございます。

そういう中で、今まで町に来られて短期研修をした方の感想などということござい



ましたが、そんなに多い例ではなかったわけですが、今まで研修を受けられた方のお話などでは、やはり農業そのものが普段やっているデスクワークと違いまして、非常にすがすがしい、充実感を覚えるというような感想でありますとか、農業というのは、やっぱり自分の考えで自由に戦略を立てられる、可能性を感じる職業だという前向きな意見もございます。一方で、機械ですとか農地の調達などに非常に不安を感じるというような率直な感想もあったとお聞きしております。

今、実施している研修につきましては、1泊あるいは2泊程度ということで、実践的な中身というよりも、農業体験的な要素が主体となりますので、感想としましても、まだそういう漠然としたものなのかなという感じがしております。以上です。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○5番（小口尚司） 短期農業体験者の感想についても、今、答弁があったわけですが、農業体験は一つの取り組みとして有意義だとは思いますが、1日ないし3日程度の短期の農業体験だけで移住を決断するのはなかなか難しいことだろうと思います。

ただ、先ほど町長の答弁の中にも、短期研修農業体験から長期研修に移るといふ、そういう方もおられるようですけれども、短期の農業体験の期間をもう少し長くして、中身の濃い研修、体験ができ、本気で検討してもらえる環境を提供できればと考えます。そこで、2週間から1カ月といった短期研修の受け入れ態勢を整備してはどうかと思います。

受入協議会の名簿を見せていただきますと、先ほど答弁にありましたように、5法人、10個人農家の方々がいらっしゃって、栽培している作物や経営内容もさまざまです。短期研修期間を1カ所の法人、農家に限定せずに、例えば1週間ごとに違う農家で、違う作物栽培や経営内容を研修するなどの体制を整備すれば、現実的に移住を考える場合の判断材料や選択肢がふえ、より具体的にイメージできるものと思われましても、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） お答えいたします。

今の研修そのものが短期といっても、1泊、2泊程度にとどまっているということでございます。先ほど、町長答弁でもお話しさせていただきましたけれども、この研修につきましては、やまがた農業支援センターの事業を活用して、研修の費用についてとか保険の部分を手助けいただきながら進めております。最長で30日までできるメニューではありますけれども、詳しい内容を見ていくと、9日を超えて研修する場合には、若干経費が少なくなっていくという部分もございます。

それから、やはり来られる方側の要望としまして、1泊ないし2泊という要望が今のところ多いのかなという感じもしております。中には、1泊ないし2泊の研修を複数回、ここに来られて受けたという方もいらっしゃるようですけれども、今のところはそのぐ

らの短期の中での要望、そして受け皿としてもまだ短期にしか対応できない状況なのかなと考えております。

確かに、研修期間そのものについては、長くなればなるほど来られる方についてはメリットもあるのかと思いますけれども、こちらで受け入れる際にも、今、駅までの送迎ですとか、宿泊地から研修地までの送迎ですとか、食事の部分でありますとか、いろいろな部分を協議会の方々に分担してやっていただいているということで、長期になりますと、それなりにきちんとしたプログラムを組んでいかないと対応もなかなか難しいのかなという部分がございます。

ただ、やはり長期の研修の中で複数の作物の研修を受けたりという部分はそれなりのメリットもあると考えられますので、この辺についてはもう少し検討していく必要があるのかなと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○5番（小口尚司） ぜひ、実施に向けての検討を進めていただければと思います。

しかし、課題となってくるのが、先ほど来、話があります住居の問題です。短期農業体験には今の段階では対応できるけれども、もう少し長い期間になると住居の受け皿がなかなか難しいというお話もありました。現在、農業体験や長期の研修を受けているのは、宿泊施設を持っている農家に限られています。研修に来て、宿泊できる環境が整っていれば、研修を受けることのできる農家、法人はふえてくるものと思います。

そこで、宿泊施設として空き家を活用して、シェアハウス的な施設を整備できればと考えるわけです。また、その空き家を就農目的の短期研修だけに限らず、移住に向けたお試し移住体験のための宿泊施設としてなど多目的に使用できるようにすれば、活用範囲も広がると思いますが、空き家活用の視点からどうでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 間違いなく、今、地方が見直されているということは実感をしているところでございます。これは、やはり今までの生活あるいは体験というものが、間違いなく価値観が違ってきているなということは感じますけれども、しかし移住先等々を選ぶに当たっては、いろいろな地域をそれぞれ体験してみまして、それが自分に合っているかどうかということを、まず確認をしているようでございます。

到底やはり、我々の価値観とは相当な差があるということでもありますし、また移住者が自分たちの移住の先として選ぶのは、かつてその移住先として既に生活している方がいらっしやると、それらを確認した上で移住先を選ぶというケースが非常に多くなってきているんだなということは実感をしております。

ただし、この前にあったように移住先の方たちがとんでもない事件を起こすということもありますので、これに関しては相当慎重に取り組んでいく必要があるだろうと、これがまさしく地域の崩壊につながる部分にもなりますので、留意してまいりたいと思

ます。

なお、体験研修をする場合の宿泊ということでございますが、この件については担当からもお話を伺っているところでございます。どのような方法があるかということですが、やはり管理を誰がするかということが、1つのシェアハウスをつくったといたしましても、毎日それが稼働しているならば問題ないわけですが、稼働していないときの管理を誰がするのかということになりますし、やはり体験をしたいというのは、ではもっと大きく考えますと、何も農業だけではないと。先ほど、議員からありました、移住を考えていきたいと、これは移住といたしましても、定年退職された方なのか、あるいは白鷹で別なものを体験したいというよりも、そこで住んでみて、自分で何らかの作品をつくっていききたいという価値観をお持ちの方なのか、これによって相当違ってまいります。

この辺については、これから移住者の協議会、あるいは新規就農者協議会の方々ともお話をさせていただき、例えばどういう方法があるのかということなどは検討してまいりたいと思いますけれども、かなりやはり大変な部分があるなどは思っているところでございます。単純に空き家といたしましても、空き家にも数限りない、今回の委員会でもご説明させていただきましても、やっぱり相当な数が空き家になっておりますが、その空き家についても一戸一戸みんな違うわけでございます、この辺については、やはりいろいろな角度からお話をお伺いしながら、少しでも私どもとしてはお役に立つようなものと考えていきたいなと思っております。

よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○5番（小口尚司） 空き家の活用については、今、町長からお話がありましたように、移住者のニーズというものも大変重要になってくるかと思えます。それらのニーズを把握しながら、効果的な施策が必要かと思われるわけです。

また、先ほどお話ししたように、非農家出身の新規就農者が現実としてふえているという実態を見れば、農業を経験したことのない人が、社会人なら連休や有給休暇などを活用して、学生なら授業のカリキュラムとか夏休み等を利用して、1カ月程度、短期的にさまざまな農家に触れることのできる体験は非常に有意義だと思います。

また、受入協議会の農家や法人が研修の受け入れにかかわってもらうことで、交流も深まるものと思えますし、将来に向けた組織強化にもなるかと思えますので、ぜひ前向きな検討を期待したいと思います。

仮に、このような取り組みを進めるに当たり、移住された方が確実に定住するためにも、栽培技術、販売等々のサポート環境もやはり必要になってきます。現在、JA山形おきたまでも同様の組織をつくって、ことしは5人の研修生を受け入れているようです。将来は、民間主導でなければ発展していかないものと思えます。

ただ、今はそれに向けた体制づくりの時期だと思います。改めて、町農業活性化セン

ターの役割が重要になってくるものと思います。

一方で、農業に関する環境が変わり目を迎えています。農業委員会は、平成29年度に新制度に移行しますし、また平成30年からは国による米の作付面積の配分がなくなり、農業再生協議会の役割が重要になってくるようです。

また、新たな農作物の収入保険制度導入に向けての準備が進められています。さまざまな制度変化の対応が必要になってきます。

今後、このような変化に、職員体制も含めてどのように対応していくのか、町長にお伺いします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、議員からご指摘ありました内容につきましては、まさしくそのとおりでございます。私ども、これからやっていかななくてはならないというのは、米の生産調整がもう自主的な取り組みにお任せするという方向でございますが、今まで何十年にわたって行政が中心となって取り組んできたものを、30年度からもうお任せということに私はいかないと思っているところでございます。

やはり農家の方々と一緒に取り組んでいく必要があるだろうと。これが、やはり私が今、会長を務めさせていただいております農業再生協議会の大きな役割になってくるだろうとも思っているところでございます。

さらに、今、議員からいろいろご指摘がございました新規就農者の対応、あるいは空き家の対応等々につきまして、現在、役場の職員でさせていただいておりますが、空き家の利活用、特に活用等々につきましては、地域おこし協力隊の方が中心となってされていると。あるいは、市役所でその方を職員として取り組んで、そして成功しているというよりも、全国的に評価をされているということもあるようでございます。

ただし、これが全部、私は一律ではないと、それぞれの自治体に合った内容でやるべきであると思っているところでございまして、今後、大変厳しい職員体制、これは三位一体の改革からどんどん進んでまいりました、合理化ということが進んできたところでございます。おかげさまで、本町につきましても職員の皆さんの協力のもと順調に進ませていただいていたなどは思っておりますが、改めていろいろな事業を展開していかなければならないというときには、相当やはり職員の方々には負担を強いているなと思う部分もございます。

これら、やはり解決していくためには、今後におきましては地域おこし協力隊の皆さんのお力をおかりするとか、あるいはこれから観光なども含めたときに、白鷹版のDN Oを考えていくとか、いろいろなやはり視点から取り組んでいく必要があるだろうと思っております。

その辺をトータル的に考えたときに、この農業ということに視点を絞りますと、やはりある程度経験があり、ある程度広く町全体を見られる方の応援なども頼まなければな

らないのではないかなと思っるところでございまして、この辺については、今後どういう形が一番本町に合うのか。これは、そういう形をとったとしても、全てそれが合うということではないと思います。常に見直しをしながら、本町に合った取り組みを模索しながら、そして安心して農業に取り組んでいただける、あるいは空き家の利活用ができるというようなことに取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○5番（小口尚司） わかりました。

それでは、2つ目の子育て支援についてですけれども、現在、子育て支援については、町長から答弁ありましたように、婚活サポートから妊娠、出産、育児、保育、医療、教育と切れ目なく施策を展開していることは承知しています。

その中で、国民健康保険の特別会計事業の保険給付費の中から出産育児一時金42万円を給付しています。この出産育児一時金は、どの保険制度でも一律に42万円支給されているものと承知していますが、実際の出産時の入院費等の出産費用を幾らに捉えているのか。病院、個人院の差はあろうかと思っすけれども、わかる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） お答えいたします。

国民健康保険に加入されている方の出産に対しまして、国民健康保険から出産育児一時金として42万円を支給しているところでございます。支払い件数につきましては、平成28年度の11月末現在では2件、それから平成27年度、平成26年度はそれぞれ7件という状況でございます。

出産にかかる費用につきましては、病院のサービス内容または分娩の状況によりまして異なりますが、平成26年度以降の状況では、一番低い金額で42万6,360円、一番高い金額では55万8,340円となっております、平均した金額につきましては50万4,153円という状況であります。

出産にかかる費用につきましては、上昇している状況にありまして、それに伴いまして、出産育児一時金も増額して対応してきたという経過がございます。現状は、個人ごとに大きく差はあるものの、42万円の支給の範囲内ではおさまっておらず、負担額が発生する場合がございます。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○5番（小口尚司） 国保の被保険者についてお答えいただきましたけれども、それ以外の健康保険の被保険者の方々もおよそ同じくらいと推察します。

公立病院と個人医院、サービス内容等々で、ただいま答弁あったように差はあるかと思っす。少しでも出産時の不安を解消するためには、満足できる環境を選択するもの

と思います。そうした場合に、現実として、今お話がありましたように、一時金の42万円だけでは足りない状況にあると思われます。

そこで、その負担軽減を考えれば、給付金の上乗せとか出産祝い金などを検討してもよいのではないかなと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） お答えさせていただきます。

まずは、国民健康保険の中からそういう費用を捻出するということにつきましては、いささか課題があると認識しております。これは、相互扶助の精神の中でやっているわけございまして、国民健康保険会計からプラスをするということについてはいささか課題もありますし、今後30年から県が主体的になり保険者となって取り組むということになってくるわけございしますので、課題はあるのかなと思います。

ただ、出産する際の費用というものについての経済的負担を軽減するという視点からは、これは考えていかなければならない部分でもありますし、私としても、この金額についてはかなり幅もあるようございしますので、いろいろな方々からご意見を頂戴しながら対応を図ってまいりたいと思いますし、新年度からは出産祝い金を準備してまいりたいと思っており、取り組んでいるところでございしますが、これは当然、新年度の予算の審議の中でいろいろご議論賜るというケースになるだろうとは思いますが、また果たしてどのような金額がよろしいのか、非常に微妙な部分もございします。

ほかの自治体の中でどのような制度をし、こちらで出産の際にお祝い金を出せるかどうかということについては、今後の検討課題として取り組ませていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○5番（小口尚司） こちらからもよろしくお願ひしたいと思っております。

昨年3月に出されました、白鷹町子ども・子育て支援事業計画の中のアンケート調査で、子ども・子育て支援に関する意見、要望等の項目がありまして、医療費の無料化の継続や土日祝日の保育の改善などに多くの要望があったようですけれども、実は一番と多かったのが、公園や屋内施設の設置など遊び場の充実でした。

近年、山形市や天童市で子供が屋内外で遊ぶことのできる施設ができています。子供が休みの日は、両施設とも大変混雑していると聞いております。また、町内の方も、例えば山形市の西公園や西藏王公園とかああいって町外の比較的規模の大きい施設や公園まで出かけているとお聞きしています。

そこで、子育て支援の一つとして、要望の多い遊び場の提供についてお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 子供の遊び場につきましては、今、議員ご指摘のとおりでございま

して、東根市のタントクルセンターから始まりまして、そして天童市、山形市のべっこひろば、さらには文教大学ですか、その辺付近にも改めて山形市でやっていきたいということでございます。

これは、非常に安心という部分で重要なことだろうと。ただ、屋内ということになりますと、相当な経費もかかるということでございまして、果たして我が町にそれが直ちに合致するかということになれば、いささか課題も多いなとは思っているところでございます。

特に、私どもとしては、今、子供たちが非常にふえている地域は、鮎貝の大町、内町の土地区画整理事業地内に新たな住宅が相当建っているということは認識をさせていただいているところでございます。それで、そこに小さな広場がございすけれども、そこでは相当な数が日中遊んでおられると。かつて、スポーツ公園に相当大型の遊具がございましたけれども、ほとんど日中はというよりも、ほとんどいないという状況下でございます。やはり、わざわざそこまで上がってきて遊ぶというケースが少なくなってきたということと、子供さんが非常に少ないということも言えることかなと思っているところでございます。

それらを踏まえて、今、さくらの保育園、そしてよつば保育園も今度、こども園になりましたし、あらと保育園もこども園になりました。ひがしね保育園についても、民営化に向けての地域の協力もいただくことになりましたので、遊び場を、ではどのように我々として確保していくか。そういうことについて、やはりある程度のコンセンサスが私は必要になってくるだろうと。やはり、このコンセンサスを得るには、もし万が一のときの、例えば遊んでいるうちに雷雨が突然発生したとか、そういう部分に避難ができるような場所であると、これは屋外ということに限ったということでありまして。

この辺について、総合的に検討を進めながら、そして町民の皆様方に喜んでいただける、ほかの地域からもおいでいただけるようなものができるかどうか。この辺については、総合的に検討を加えさせていただき、いつ、どうするかということまでには、ちょっと申し上げられるような今、状況ではございませんけれども、いろいろな角度から検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○5番（小口尚司） 必要な施設全てを町内で整備するという事は難しいと私も思います。

ただ、昔は自然にある山だったり川だったり絶好の遊び場でしたけれども、残念ながら今はそうはいかなくなりました。家でゲームなどをして過ごす時間が多くなっているのは、ゲームそのものもおもしろいということもあろうかと思っておりますけれども、身近に遊ぶ場所がないということも大きな要因ではないかなと思っております。

まして、先ほど笹原議員の一般質問にもありましたように、子供の生活習慣病がふえ

ているというようなことも運動不足とかかわってくるものと思います。実際、町外のどの施設も混んでいるということは、そのような施設があれば体を動かして遊びたいという、子供の本来の欲求があるからだろうと思うわけです。遊ぶ子供の声が町内に聞こえる環境が子育て支援にもつながるものと思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしながら、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（遠藤幸一） 以上で、小口議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時15分といたします。

休 憩 （午後0時10分）

---

再 開 （午後1時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、まちづくり複合施設整備計画の進め方について、4番、佐々木誠司君。

〔4番 佐々木誠司 登壇〕

○4番（佐々木誠司） まちづくり複合施設整備計画の進め方について、一般質問させていただきます。

これまで、特別委員会での説明、質疑が行われてきましたが、改めて確認、質問をしたいと思います。

町は、平成23年3月に発生した東日本大震災や、平成25年と平成26年に連続して町を襲った豪雨災害を契機に、老朽化した役場庁舎と中央公民館の建てかえをする「まちづくり複合施設整備事業」を平成26年度から進めておられます。

昨年度の平成27年9月には、プロポーザル方式による設計業者の選定の結果、東京都港区の株式会社環境デザイン研究所と設計業務に関する業務委託契約を締結されました。その後6回の町民会議を経て、平成28年3月には基本設計が完了し、ことし、平成28年度は新たな地質調査や実施設計の業務を行っているとの説明をいただいております。

さらに、計画では平成30年度までに建屋の工事を完了し、平成31年度に旧建屋の解体や外構工事を行い、事業全体を完了するとお聞きしております。

しかし、この事業は30億円を超える多額の費用を要するもので、本町の財政に対する事業費の余りの大きさから、十分が町民サービスを受けられなくなるのではないかと心配の声を発する町民の方々も少なくないようです。

また、この事業は「白鷹町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、役場本庁舎、図書館、防災センターと、それぞれにおいて白鷹町産や地域産の木材を積極的に活用する木造建築とすることで進められていて、その効果は林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の持つさまざまな機能を継続して維持し、さらには中山間地域を初めとする地域経済の活性化や雇用の創出につながるもの



でなければならないことは、「基本方針」や「まちづくり複合施設等整備基本構想」にも掲げられておるとおりであると考えます。

そこで、まず伺います。

地域経済の活性化という点で、この工事を行う業者は当然ながら地元の施工業者であるべきと考えますが、どのように考えているかお聞きします。

また、実施設計を行う上で、それが特殊な技術を要するものや、複雑すぎる構造であれば、地元の施工業者の手に負えないという事態が生じます。現在進めておられる設計内容は、地元業者による施工を考慮したものであるのか、その方針についてお聞きします。

次に、森林、林業の再生につなげるという点で伺います。

戦前、戦後の大造林から数十年かけてようやく収穫時期を迎えた山の木について、山主が木を売却する際の値段が余りに安い場合、たとえ補助金等を活用して路網を切り開いたとしても、木の切り出しや搬出等にかかる経費により売却に対する利益が生じなければ、林業の活性化にはつながらないと考えます。木材の価格について、どのように考えておられるのかお聞きします。

次に、防災センターの避難所機能について伺います。

現在進めておられる建物の配置計画は、南側に本庁舎と、北側に地形の段差を利用しながら併設した形で、1階に図書館、2階に災害時の避難所を想定した大会議室を持つ防災センターとなっております。2階の大会議室への移動には、平常時は階段またはエレベーターを使用する形となっておりますが、もしこれが大地震発生時の緊急避難場所となった場合、停電や故障のおそれなどにより、当然エレベーターは使用禁止となります。避難予定者は階段のみを利用して避難行動となり、お年寄りや足の不自由な方にとっては困難になるものと想定されます。また、避難用物資の搬入にも階段を上り下りしての活動となり、時間の消費や混乱を生じることも想定されます。

今後、この避難施設を使用していく上で、お年寄りや足の不自由な方に対する対応と円滑な避難者支援をどのように行っていくのか、考えをお聞きします。

最後に、事業費に関して伺います。

昨年5月に「基本構想」が策定されましたが、当初予定の概算事業費は31億3,000万円とのことでした。その後、開催されたまちづくり複合施設等整備特別委員会や昨年夏に町内各地で開かれたまちづくり座談会の場において、事業費に関してはできるだけ減額させたいとの当局の考えをお聞きしてまいりました。しかし、ことし3月に基本設計が完了した時点で、期待に反してその事業費は32億2,000万円、約9,000万円の増額というものでありました。

今後、事業費の見通しをお聞きします。

以上4点について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 佐々木議員の一般質問にお答えさせていただきます。

最初に、まちづくり複合施設整備事業の考え方につきましては、これまでも本会議や特別委員会におきまして説明の機会をいただき、丁寧にご説明させていただきながら事業の推進を図ってきたところでありますが、改めて説明をさせていただきたいと思いません。

初めに、議員の質問にもございましたとおり、この事業に取り組むこととなりました背景といたしましては、東日本大震災や豪雨災害などの経験から、防災拠点を設置することの重要性を改めて認識したこと、そして2つ目には、中央公民館や役場庁舎など老朽化した公共施設の今後のあり方、そして3つ目に、先人たちから受け継いできました豊富な地域産材をできるだけ活用し、林業の再生と振興を図っていきたいという強い思いからであったわけであります。

また、この事業を実施するに当たりましては、平成26年度に策定させていただきました基本構想に、基本方針と8つの基本理念を定め、平成27年度には町民の皆様方の代表の方からご意見をいただきながら基本設計を取りまとめ、今年度は実施設計策定と、一步一步、取り組みを進めてきたところであります。

その中で、特に重要と捉え、取り組みの姿勢としてきたことは、1つは町民の皆様が自由に使える利用しやすい施設、防災時の本部機能を確保する施設、町産材をふんだんに活用した木造施設、できるだけ複合的に活用できる一体的な施設として整備することであります。

なお、事業費につきましては、国、県等からの支援や有利な起債等の活用など、財源措置を行うことにより、引き続き町民サービスにつきましては十分確保してまいりたいと考えております。

まちづくり複合施設は、町のランドマークとなり、今後数十年にわたり町民の皆様方から愛される施設として整備することを目指し、事業に取り組んでいるところでもあります。今後も、機会を捉えて町民の皆様方のご意見をお伺いし、丁寧な説明を行い、皆さんと一緒になってつくっていく事業にしたいと考えているところでもあります。

さて、ご質問いただきました1つ目の木造構造の内容と地元施工業者の活用による地域経済活性化について、お答えさせていただきます。

昨年策定いたしました基本設計をもとに、現在、実施設計業務を進めております。実施設計は、実際の建物の設計図を作成する作業であり、当然のことながら建築基準法、都市計画法などの法令や山形県の指針などのさまざまな制限、制約などを踏まえ、取り組ませていただいているところであります。

その上で、同施設の木造構造については、森林・林業再生コーディネーターにも設計

協議に参加をいただきながら、我が国に従来から活用されている在来軸組み工法を基本とした構造のものを採用できるよう検討しているところでございます。このことは、地域活性化の観点から、地元施工業者においても、実際の施工に当たって十分対応できる構造ではないかと考えているところでもあります。

また、以前から申し上げさせていただいておりますとおり、主要構造材としては白鷹町産材をふんだんに活用した施設にしたいと考えているところでございます。

なお、実際の施工につきましては、来年度、指名委員会において施工能力についての判断をいただき、指名、入札、契約と進んでいくことになるのではないかと考えているところでございます。現時点においては、そのような流れになるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、森林、林業の再生についてお答えさせていただきます。

戦前、戦後を通しまして、先人たちが守り育ててきた森林は、ようやく伐採し、活用できる時期に差しかかってきており、その豊富な地域産材をできるだけ活用し、森林・林業・木材産業の再生と振興を図りながら、森林を所有する山主への還元を図っていくことは大変重要なことと捉えているところでもあります。

これまでの木材価格の低迷は、そのまま山主にも大きな影響を及ぼし、森林への関心の減退、放置にもつながってきたものであると考えているところでございます。

しかし、近年の国の施策により「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定や、山形県の「やまがた森ノミクス」の展開、山形県内の木質バイオマス発電所の開設など、今後の木材利用への関心と需要は確実に上がってくると考えられ、それに伴って森林、林業への関心も間違いなく上がってくるものと認識をしているところでございます。

その中で、本町の森林・林業・木材産業の再生を継続的に進めていくには、現況の木材価格のもと、集約化やコスト削減を図り、競争力をつけていくことが重要となります。町としても、引き続き競争力強化のための支援を続けてまいりますが、民間事業者の方々にも低コスト化や製品の高品質化等で競争力の強化をする努力をしていただきますようお願いするところでもあり、その結果として山主への還元が図られるものと考えているところでございます。

続きまして、防災センターが担う機能についてお答えさせていただきます。

今回、整備を予定しております防災センターの第一義的な目的は、災害時の司令塔となる災害対策本部機能の確保であります。

現在、想定しております図書館等の2階部分の防災センターは、基本的に災害対策本部となり、国、県との調整、各自主防災組織との連携、また大規模災害においては自衛隊との連携なども想定した本部機能であり、避難所とは別と考えているところでございます。

一方、有事の際の避難勧告、避難指示、避難所開設は、町長である私の責務において行うこととなります。避難所の指定につきましては、町の防災計画上で示させていただいております町内の各施設に設置されることになると考えております。この防災センターが避難所となるのは、さまざまな対応を行った後、災害の状況からの判断と考えているところでもあります。仮に、複合施設を避難所として開設した場合は、ご指摘がありましたとおり、お年寄りや体の不自由な方などを考慮し、1階の町民ラウンジ部分が適切ではないのかなと現時点では想定をしているところでございます。

これは、災害発生時には災害対策本部と避難所を混在させず、それぞれの役割、機能の分担をしっかりと行い、対応を図ることで混乱を避けていきたいという考え方からであります。

加えて、敷地内には避難用物資、支援物資の受け入れなどに対応すべく、平屋の防災倉庫の整備も検討させていただいており、常日ごろから災害に備えた対応を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、防災には万全に万全を期し、有事の際は町民の皆様方の生命、財産を守るため、さまざまな状況を総合的に勘案し、そして判断をさせていただき、対応を行ってまいりたいと思っているところでもあります。

続きまして、事業の見通しについてお答えさせていただきます。

現在、実施設計を進めるとともに、事業費について、有利な財源の確保に取り組ませていただいております。

事業費につきましては、基本設計で32億2,000万円という全体事業費をお示しさせていただいているところでありますが、実施設計については、耐震構造や防火構造などの法令などによる建築物の基準確保は必須であるとともに、事業費積算を行う上で、労務単価、資材価格の上昇への対応も考慮に入れておかなければならないと思っているところでもあります。

今後とも、設計者との間で実施設計を進める当たり、事業費の精査を行うことはもとより、常に情報収集を図り、さまざまな有利な財源の組み合わせなどを行いながら事業に取り組むとともに、事業費や将来負担額に増減があった場合には、理由とともに説明をさせていただきたいと考えております。

まちづくり複合施設整備事業は、我が町にとりまして、予算規模的にも大きな事業であります。これまで申しあげました防災への対応、地域産業の振興、現在の我々に課された責務を果たし、今後数十年、町民の皆さんが活用していただく施設への投資と捉え、あらゆる知恵、手段を結集し、事業に当たってまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げる次第であります。

以上、佐々木議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） ただいまお答えいただいた冒頭の中で、設計内容については地元  
の業者ができるようなものであるということをお聞きいたしました。指名入札との考え  
で、今後進められていくということではありますが、やはり職人さんがどこから来て、し  
ていただくということではなくて、町の大工さんなり壁屋さんであったり、トタン屋さ  
んであったり、そういう町にはさまざまな職人さんがおられますけれども、やはりそう  
いった自前の職人さんでやっていただくのが、白鷹の庁舎という意味では当然のことな  
のかなと思うところであります。

ところが、大工さんを初めとした職人さんの後継者が非常に少ないということで、職  
人さん不足となっておりますが、工事が開始されるまでに、町内での職人さん方の協力  
体制というのはこれから確立できる見通しというものはあるのかどうか、お聞きしたい  
と思います。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） お答えいたします。

職人というか、大工さんを集めてこない、受け皿、事業が進まないという話になり  
ます。今、我が町で森林・林業再生コーディネーターさんを雇っております、そちら  
でお話をした中で、何とか町内のそういう職人さんたちを結集したような形をつくれる  
組織というか、システムというか、形というものはつukれないかというのを今、動いて  
いただいているところです。

言ったら、誰が施工業者になるかはあくまでも入札してみないとわからないのですが、  
そのときにこういう方たちが町内に組織された方がおられますよという受け皿をつくっ  
ていくことは大事だという話で今、動いているところですが、なかなか皆さん、今まで  
個人で動かされた方を話して集めるというのは難しいという話は伺っておりますが、何と  
かそういう受け皿をできないかという話で。基本、民間の方を集めるという話なもので  
すから、コーディネーターさんに中心になって動いていただいているところでございま  
す。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 当然のことだと思います。やはり非常に、特に壁屋さんなども町  
内に3人ぐらいしか今いないというようなこともお聞きしておりますので、ここはひと  
つ職人の確保に頑張ってお努めていただきたいと思いますと思うところであります。

それで、例えば屋根の構造設計に関してなのですが、施工性に問題がないかという観  
点で、職人さんによる検証を行ったとお聞きしておりますが、屋根に限らず、余りにも  
複雑な構造となったりした場合、請負金額の割には手間がかかるなどということもちょ  
っと発生するかなという心配がありますけれども、そういった部分で請負業者さんの負  
担の増加につながるようなことはないのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） 先ほど、町長からもお話がありましたが、構造については、町内の森林・林業再生コーディネーターも一緒に設計に入っていて、その中で町内の業者さんというか、施工をやってくれる職人さんたちができるような構造についてお話もしながら、できるだけ施工が難しくないものにしてほしいということで、設計協議をしているところです。

その辺、かなり今回の設計者は踏まえていただいて、特に構造設計もかかわってきますが、そのあたりも技術的な面とか能力、その辺よくよく聞いていただいて、設計を図っているところです。これで何とか、基本設計は軸組み工法で、一番簡単な工法ではあるんですけども、やっぱり構造の話がありますので、その辺は踏まえながら、町内の業者さん等でも十分施工可能な設計書をつくりたいと考えているところです。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 町の職人さん方の力を結集して建てるということを計画されておるといふことでは、ぜひともお願いしたいと思います。

それで、複合施設建設が終われば大口の木材需要がなくなるわけでありまして、地域経済の活性化も一時的なものになってしまう可能性もあるわけでありまして。

また、民間住宅においても、近年は大手のハウスメーカーさんによる鉄骨住宅の普及などによって、木材をふんだんに使った地元大工さんの手による在来工法というものは非常に少なくなっていると認識しております。この建設が終わった後も、木材需要を維持し、貴重な職人さんの技術を維持、向上させる、そして地域経済の活性化を維持するということでは、その先の手だてとして、どのように考えておられるのかお聞きします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、議員さんからご指摘といいますか、お話がございました内容につきましては、十分考慮をしながら進めてまいりたいと認識はさせていただいているところでございますが、特に今、投資をして民間でやっていただいております製材から、あるいは乾燥の施設ということがあるわけですし、それらに従事する方々もおられると。それから、山に従事される方々もこれから出てくるということでありまして、我々もできる限りの在来工法でいろいろな施設づくりができるよう、特に公共的施設についてはそのような姿勢で臨ませていただきたいと思いますと思っているところでございます。

ぜひ議員の先生方からも、それぞれいろいろなところで在来工法の大切さ、そして職人さんの育成に協力くださるようにお声がけしていただければありがたいなと思っておりますので、そのようなことをご理解賜りたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 今、町長からもおっしゃられたとおり、乾燥施設の建設も進んでおられるようですが、もしこれが突然、需要がなくなったという、それも維持できなくなってしまったということがあっては本当にうまくないなと思っておりますけれども、

やはり町も森林、林業の再生を進めるという立場から、木材需要の促進と職人技術の向上のために、例えば鶴岡でやっております鶴岡住宅のようなものを白鷹でも、例えば白鷹住宅ブランドのようなものを立ち上げるなどということも、官民一体となって、この複合施設整備とあわせて行っていく必要があるのではないかなと思うところであります。

続きまして、森林、林業の再生に関する部分で質問させていただきます。

先ほど、木材の価格についてのお考えをお聞きしましたが、近ごろ、A材、B材、C材、それからD材の木材の価格というものが非常に差がなくなってきていると。皆、チップであったり、集成材用の値段として、平たく言えば安く取り引きされているという状況だとお聞きしております。

やはりA材はA材なりの価格をもって、山主にしっかりと利益が還元されるような形で事業を進めていっていただかなければならないと思っておりますが、その辺の事業費の中での積算というのは、やっぱりA材はA材なりの価格できちっと山主さんに還元されるような形で積算されているのか。金額は多分、言いづらいと思いますので、その考え方についてお聞きします。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） 今回、今、議員さんもおっしゃいましたが、ここで値段を言うと設計価格がわかってしまうという話になりますので、それは言えないのですが、基本、考え方としては、うちは製材品を使ってやっていただく、言ったらA材品といわれるものです。それについては、流通価格というのはわかっている話ですから、それをもとに設計者は積算を考えていくという話になっていきます。そこを異常に安い値段で積算をするとかそういうことは暗に避けるべきだという形で、設計者にも話をさせてもらっています。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） やっぱり、一般的な世の中の流通価格という部分でやってしまうと、町は町なり、白鷹は白鷹なりの林業の現状というものがあると思いますので、町に合った適正な価格というものを今後しっかりと調査していただき、しっかりと山主さんに還元されるような手だて、方法をとっていただきたいなと考えております。

現在、建設が進められている白鷹分署でありますけれども、これは鮎貝の自彊会さんと、それから中山地区からの木材を使っているとお聞きしております。町産材としましては、約80%弱使っているとお聞きしておりますが、現在計画中の複合施設では、白鷹産の木材の使用割合はどの程度になると見込んでおられるのか、お聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） 私も、白鷹分署の建築に当たっては工程会議に出席させていただいて、その中でもそのような話を聞いております。

我が施設につきましても、ちょっとパーセンテージというのはばんと言えるという話

ではないです。ただ、どうしても町産材で使えない部分については外から持ってくる、例えば土台についてはどうしても杉だと弱いという話になれば、もっと強い木を持ってこなければいけないという話になります。

それと、もう一つ、木材の利用という話になると、やはり壁とかをつくる時に合板を使ったりします。その部分については、なかなか町産材で合板をつくるというのは難しいというか、それを全部どこかに頼んでつくるというような話になりませんから、基本、合板については今、山形県が県産材合板の使用を推進しているということもありますので、その辺を使わせていただくということもあります。

おおむね、分署よりはもうちょっと高い比率で町産材の利用というものを図っていきたいというところは、今、設計者、あとコーディネーターさんとも設計協議をする中でお話をさせていただいているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 今、白鷹分署よりもできるだけ高い比率で使っていきたいというお話をお聞きしました。非常にありがたいことではございますが、合板と、それから構造材として強度的に間に合わないなという部分に関しては、やはりいたし方ないかなと思うところでありますが、できるだけ100%に近い形で当然、白鷹産のものを使っていたきたいなと、これは誰しも思うところであります。

早いところ切り出さないと、量にも、どれくらいの量を使うかわかりませんが、早いうちに準備をしておかないと木の確保が間に合わないということになってくれば、またちょっと問題が起きるのかと思いますので、その辺の計画的なところもしっかりと考えて進めていただかなければならないかなと思います。

木材の確保なのですが、これまでの説明では、複合施設で使用する木材は鮎貝の自彊会さんから調達するとお聞きしてまいりましたが、昨年12月の私が一般質問を行った際にですが、鮎貝の地区についてはどのくらいの林齢の木が、どれくらい蓄積されているのか情報をちゃんと持っているということではあります。そのほかの地域については詳細なデータが持ち合わせがないということで、今後データをそろえるなり情報を収集するような形で調査をしていきたいという内容の答弁を永野主幹からいただいております。

その後、この複合施設で使用できるほかの地域の情報を、何かお持ちでしょうか。お聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） 今回のうちの複合施設については、既に自彊会さんにちょっとお願いして、出せるところというのを教えていただいて、区域、あと材料の材積等々、調べさせてもらって、これで十分という形でさせていただきました。

以前に私が言いました、実は今後も幾つか公共施設みたいな施設を木造でつくるというプランがあります。その辺についても、町内の木材を使っていくという話で、あちこ



ち見せてもらってはいます。それと、森林・林業の再生協議会に出席して、財産区の方々にも使える場所等があれば教えてほしいということで、以前からお願いしているところです。なかなか、財産区さんも境界がきちりできていないところもあって、あと道からどのくらい近いのかとか、そういうところの情報を余り詳しく押さえていないところもあって、教えていただければ確認をさせていただきたいということでお願いしている最中です。

幾つか、ここであつたらというところは見えているのですが、ただ聞いてみると境界が余り明確になっていないとかいろいろな問題があるような感じがありますので、そこは使わせていただくという話になれば、よくその辺を調査したり調整したりして、お話をしていくしかないのかなと、今、考えているところです。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、永野主幹が答弁させていただいたとおりでありますけれども、相当な、うちの木材を使ってくれと、個人からも財産区からも言われてはおりますが、今、永野主幹が答弁したとおりでございます。境界が非常に不明確な部分があるということで、今、境界明確化事業ということで取り組みをさせていただいたり、いろいろな方法は取らせていただいておりますが、なかなかこの辺が思うように進んでいない部分もございます。

ただ、今、公共的な施設といいますか、公共性を非常に帯びた施設につきまして、何か所かそういう考え方がありますので、それまでにはやはり十分対応できるような、お互いに連携を保ち、もちろん境界ですから隣の方とお互いに理解をし合えませんか、これは我々も手を下すことはいかないわけですが、できるだけ早くそういうものをしてしながら、あるいはこの真ん中なら大丈夫だよということもあるわけですし、この辺については、その状況、状況を見定めながら、できる限りの木造というものを、町産材を使った、あるいは地域産材ということもあるわけですが、町産材を使った施設づくりをしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 今、永野主幹からも町長からもございましたが、ほかの地域でも使ってもらいたいという声は非常に多く聞かれるわけであります。

こういう白鷹を象徴するような建物をつくるということであれば、この柱はどこそこのだれさんの木だと、この梁はどここの地区のあそこの山から来た木だと、どこから来た木だということがはっきりとわかるような使い方をして、いわゆる町の建物の見本になるようなものをつくっていただく必要があるのではないかと思うわけですが、そういう意味では今おっしゃられたとおり、境界の明確化もまだ終わっていないと。

それから、どの地域も林道、それから路網の整備の随分進んでいないという中で、また山仕事に携わる人も高齢化していて、なかなか財産区で人足で出ていっても参加者が

少ないなどということの問題から、やっぱりA材としてちゃんと切り出してくるにはまだまだ時間がかかる状況のようでありまして、今回、役場庁舎に使ってもらいたいなどという希望はたくさんあるが、それにはなかなか間に合わせることができない地域がほとんどようであります。

やっぱり、そういった広い地域からの木材の確保ということができるようになるまで様子を見ながら、森林整備との進捗の度合いを均衡を保ちながら、複合施設の整備も進めていく必要があるのではないかと考えるわけではありますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） 議員さんがおっしゃる話、よくわかります。あちこち、言ったら町内使っていただきたい木というのがありますが、1点だけ、実を言うと、あちこちから木を集めると、木材を集めるだけでもすごいコストがかかってしまいます。それは、最終的な経費に反映するというでもあります。

それと、もう一つ、やはり使えるところ、使えないところをちゃんと見きわめて、ある程度この場所からどのくらいの材積が出せるのか、それはコストに見合うのか、その後の森林整備についてもどこまで、例えば植えつけについては今回町で基金をつくって経費を落としていくという話もありますが、その後の保育、その辺でもお金がかかります。その辺をどうしていくのか。そういうことも考えながらやっていかなければいけないという話になります。

例えば、象徴的に1本だけ使いましょうとかそういう話であれば非常にいいのですが、ある程度、木材の場合まとまって使わせていただくという話になると、今回みたいな自彊会のある程度まとまった山があってくれる、あと道からもそばである、こういう条件がかなり今回はすごくいいところを見つけています。そういうところで使わせていただきたいなと思っています。

確かに、今後いろんな木造施設が出たときに、そういう条件をあわせてみながら、ある程度まとまった形で木材の伐採というものを考えていって、その後のコストとか植栽、言ったら森林整備にかかわっていくというところにもやっていきたいなと思っています。

こういう話は、あるところまで待ってとかいう話になると、なかなか進みません。やるときにはやったほうがいいのかなどと思っていますので。私、今回来たときに山を見させてもらって、自彊会さんのところがある程度まとまっているということを知って、使わせていただきたいという話をさせてもらったところです。

きっと、この議論をずっと待ってという話になると、きっと動かないという話もあるので、今回はこれで進ませていただきたい。でも、次の施設という話が出ます。そのときには、場所を決めておかなければいけないという話になりますから、そういう使える山があるのだとか、ここを使ってほしいとかいう話があれば情報提供していただいて、山を見せていただいて、やっていきたいなと考えているところです。その辺、ご理解い

ただきたいなと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 実は、昨年だと思ったのですが、岩手県の住田町を視察させていただきまして、そこで私が驚いたのは、木造にこだわってつくられた庁舎ということと、もう一つは、地域のシンボルリックな杉、150年から200年をはるかに超えるような杉を地域から寄贈していただいたと。それを、構造材とかなんかでは一切ないのですが、シンボルとしてやっていますよということを私は見させていただきまして、こういうこともあるのだなということ、我が町でそれができるかどうかということは全く別なのですが、やはりシンボルというものは非常に大切だなということを感じてきたところでございました。

また、私どもといたしましては、この複合施設、そしてこれから推し進めようとしております福祉施設、これらについての、私は竣工をしたときに、ほかの自治体あるいはほかの施設関係者からうらやましがられるようなものにしていかない限り、やはり次に続くものではないと思っております。

地元の産材をできる限り使い、そしてこの木材のよさを明確にあらわし、そして将来にわたっても喜ばれるような施設づくりがあってこそ、次のものに私は展開していくものだろうと思っております。

その際には、やはり町産材というのはいろんなところで、これはごらんとおり白鷹町中、町産材でありますけれども、やはり必要な、そして良質な材料を確保させていただけるような環境を我々とはらせていく。これは、先ほど議員からお話がありました路網の整備を含めて、そういう環境づくりを進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） ランドマーク的なものということでは、やっぱり町長のおっしゃるとおり、私もほかのところからうらやましがられるようなものにしたいという考えは全く同じであります。

だからこそ、一部の地域からさっさと木を探してきて、さっさと建ててしまっ、いつしなればならないのだから早目に進めていきたいという先ほど永野主幹の返答をいただきましたが、そういうことでなくて、のんびりしていても仕方ありませんけれども、やっぱり山の再生の進みぐあいなりをしっかりと見定めた上で、そういった計画というか進捗状況を見ながら進めていくのが本来の進め方ではないかなと思っております。

ちょっと、視点を変えてみたいと思います。

防災センターの話先ほどいただきましたが、2階の防災センターは避難所とは別だという考え先ほどお聞きしましたが、私の勘違いでしょうか。基本構想が出た時点で

いろいろ、最初、説明いただいた時点では、避難所機能を有する大会議室というものを大々しく説明された覚えがあるのですが、今はもう避難所という考え方はなくなったのでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 基本的に、当初はやっぱり避難される方々を受け入れられるものにしていきたいと。それで、3つに区切ってやっていきたいという思いを持たせていただいております。そのような中で、いろいろな議論をさせていただきながら、経過を踏ませていただきながらということでございますけれども、やはり地形をうまく活用した中で、どうやったほうがより安全ということもあります。と同時に、どの程度の災害、災害の規模にもよりますけれども、ほとんどが1次的というか2次的なものとして、各学校等々の体育館等々の避難所の開設ということがあります。

それらを考えたときに、では一番安心・安全で確認できる、例えばこの複合施設の中に避難をしていただくようなことが起きた場合どうするかというときには、やはり町民ラウンジもひとつ活用したほうがより安全・安心でできるのではないかという方向の中で、今現在、検討を進めさせていただいていると。

間違いなく、それでもキャパ的に不足する場合には当然、今ご指摘があったような中までいけると。ただ、それぐらいの災害となりますと、相当な連携をとらなければならないと。この辺については、そういうことが起きないように願うしかないわけですが、そういうことを複合的に考えさせていただいたときには、そのような方向づけをさせていただいているということで、私どもは取り組みをさせていただいているということでございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） ありがとうございます。

2階部分が防災センターということでありますが、1階部分の図書館であります、この図書館につきましては、今現在の中央公民館の2階にある図書館であります、言ってみれば一部の人しか使っていないのかなという感じがしますが、その辺の利用者層というものはどのようになっておるか、お伺いします。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） お答え申し上げます。

現在、中央公民館の図書館につきましては、2階ということになってございまして、これまで図書館を建て直したいといいますが、中央公民館の改造なども含めまして、いろいろ検討を進めてきた経過などもございました。その中では、やはり1階へという要望が非常に多かったというところであります。

利用者層ということで、ちょっと今、手持ちに具体的な資料はございませんけれども、やはり主にお子様連れの親子でありますとか、あとは成人の方なども利用なさっている

ということでありまして、中には高齢者の方もいらっしゃると思いますが、やはり階段での上り下りは大変だということで、構想の中でやっぱり1階という要望があって、そのようなことで構想はでき上がっていたと。それが、反映をされる形で今の複合施設整備の中で1階となっているものと理解しております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 町のランドマークとなる一体的な施設ということで、交差点に図書館が顔を出し、町とつながる施設、または町民ラウンジを中心として、図書館と庁舎をつなぐ施設ということで、これは基本設計においての方針を掲げられておりまして、非常に図書館のよさというものをアピールしておられます。この図書館も、当然広くあらゆる年代層の方々から継続的に利用していただく必要があると考えておりますが、当然、町の情報の発信源となるようなものでなくてはならないと思います。

広く町民の方々に使っていただくためのPR、もしくは図書館の運営というものをこれからどのように行っていくのか、お聞きします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、議員のご指摘がありましたとおり、図書館の重要性というものは以前にも増して大切なものになってきているということは、実は町に唯一、1つありました本屋さんがなくなったということでもあります。相当、町民の皆さんからは本屋さんをつくってくれという要望はありますが、やはり本屋さんをつくるということは民間の主導でありますので、なかなか行政としては本屋さんをつくることにはならないということになります。

同時に、消耗品といいましょうか、消しゴムとか鉛筆とかそういう部分も、ぜひ学校がお勧めするようなものを販売できるようなものにしていただきたいものだなという要望もあることも事実でございます。

今、図書館委員の方もいらっしゃるわけですから、これは私ども当局だけで方向性を定めるということはちょっと大変なのかなと思いますが、そういう意見があるということを図書館委員の方々にも理解をしていただき、そして運営について一番いい方法はどういうことがいいのだろうか。例えば、町からNPOにお願いするとかいろんな方法が考えられるわけございまして、その際にはどのような方向性を打ち出したらいいのかということについては、以前から運営についてはお話をさせていただいてきましたけれども、その方向性についてはできるだけ早く、もう決めざるを得ない時期に来ていると認識しております。

そのようなことをしながら、図書館委員の方々、あるいは教育委員の方々ともお話をし、あるいは学校現場との話もしながら、本町に一番合ったようなものを選択してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番(佐々木誠司) 交差点のすぐ横に、ガラス越しに見える図書館の中身ががらがらで、誰も入っていないということが真っ向に見えたのではちょっと恥ずかしいので、その辺はしっかりと運営していただきたいと思います。

全国的には、例えばTSUTAYAさんであったりとかが委託を受けるという形でやっておられるところもありまして、非常に大成功をおさめられているところもあります。そういったところでも、これから研究されていければよろしいのかなと思います。

時間も押し迫ってまいりましたので、次に移ります。

事業費に関する質問をしたいと思います。今般、約9,000万円ほど事業費が増加しておりますが、改めて増加した要因というものについてお聞かせください。

○議長(遠藤幸一) 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹(永野 徹) 基本設計時に32億2,000万円と、構想時からすると約9,000万円ほどふえました。これについては幾つか要因があるのですが、大きな要因としては、基礎構造について当初想定したよりも、一部だけ基礎のボーリング調査をした結果によると、ちょっと弱いのではないかということで、基礎の構造をかなり強固にするということで、基礎杭の数がかなり工法的にもふえているという話で、大きくふえてしまったというところがあります。それと、単価的なところ等々も入れて、基本設計の場合はどうしても細かい積算根拠になる単価というものが調べ切れないところもありますので、その辺で大きなところを拾って設計をしたというところで、32億2,000万円という形になっております。

今、実施設計を始めて、実施設計というのは、もう完璧な設計図をつくる話になりますので、設備とか構造についての単価について一個一個、積算根拠になる単価をしらべていただいております。その辺で精査をしながら、総事業費がどのぐらいまでなるのかというのを今、設計者と話をしている最中でございます。

○議長(遠藤幸一) 佐々木誠司君。

○4番(佐々木誠司) 基礎の数がふえたということではありますが、ことし4月の特別委員会でも説明を聞いた覚えがあります。

役場のあたりは、いつも地震計の示す震度の値というのが、ほかに比べていつも1つ多く出ていると感じておられる方もいらっしゃると思うのですが、特にこのあたりは地盤が弱いのかなと感じます。今回、新たに地質調査を行ったわけですが、その結果によってさらに基礎杭の増加などということは考えられないのか。また、それによって事業費がまたふえる可能性があるなどということはないのか。その辺をお伺いします。

○議長(遠藤幸一) 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹(永野 徹) お答えいたします。

あした、特別委員会があって、そこで実は地下調査の結果についてご報告する予定でしたが、去年一部、今の消防分署があるあたりのボーリング調査をして、ことし、本庁

舎、町複合施設の本体をつくる部分のボーリング調査をやりました。ボーリング調査の結果は、やはり若干深いというか、1回基盤が出るのですけれども、1回それが支持力はなくしてまた基盤が出るみたいな感じの地質になっています。上のほうにちょっとかたい基盤があって、1回抜ける感じがして、もう1回基盤が出るみたいな感じで。実は、去年はかったものも似たような基盤をしています。

これについて、どういう設計がいいのかについて、設計者、構造設計士とあと全体設計をする組とボーリング調査をした組からのデータを合わせて、設計で杭をどのくらいまで打つのか、去年かなり多く杭を打とうとしていましたけれども、それについてもう一度考え直しをしますという話を今のところ受けています。これによっては、もしかすると、地盤がもうちょっとよければ杭の長さが減るとか、杭の数を減らしてもいけるとか、違う工法でもいけるとか、そういう提案というものが出てきます。そこで、設計の全体にかかってきますので、そこで判断させていただきたいなと思っています。

まだ、うちにはボーリング調査の結果しかいただいていません。それに基づいて、どういう工法にするかというところまでの提案になっていませんので、あしたボーリング調査の結果については、特別委員会の中でもちょっと詳しく説明させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 調査をしてみないとこの先のことがわからないというのは当然なことだと思いますが、やってみないとわからないと、そういった形で進めていくうちにどんどん、次から次と工事費が膨らんでいくということで非常に悩まれているほかの自治体の箱物の建て方もよく見ます。この役場庁舎もそのようなことがないように、しっかりとした事業費の計画を立てていただきたいと思います。

9月のまちづくり複合施設特別委員会において説明がありましたが、その基金や国、県からの補助を活用した場合、将来の負担額は10億2,000万円とお聞きしました。その返済額については、24年間で平均約4,230万円ずつ返済していくのだということを説明を受けたわけでありましたが、将来、年々人口が減っていくという中で、今後その負担割合というものが増加していくのではないかなと心配がされますけれども、その辺はちゃんと、どのように見込んでおられるのか、お聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） それぞれの自治体の経営というものに関しましては、最大限の取り組みといたしまして、地方交付税というものがございます。その地方交付税の考え方といたしましては、それぞれの自治体がほぼ同じような形になると、税収と当然絡み合わせていくわけがございます。そういう中で人口が減る自治体は、それでは消滅していくのかということとこれは重なるわけがございます。そうではないと、我々はこういうまちづくりをしていくんだよということ、改めて「まち・ひと・しごと」に関しまして

も同じような感覚の中で取り組みをさせていただいているわけであります。

そういうことから考えますと、将来負担が大きくなって、それこそ住民の負担がもうとんでもないことになりますよということは決してありませんので、この点については理解をしていただきながら、逆に議員の先生方からは、国、県にいろいろな形で支援をいただけるようお願い申し上げたいものだなと思います。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 最初にも申し上げましたが、この余りにも大きな事業費によって町民のサービスが十分に受けられなくなるのではないかという心配の声を上げておられる町民の方々も本当に多くいらっしゃいますので、よくその辺は考えていただきたいと思います。

建設を担う職人さんの確保であったり、森林、林業の再生の状況と踏まえながら、均衡を保つような形で事業の進め方の検討をお願いしたいと思いますとともに、防災センターの考え方であるとか、町の財政、町債の残高であったり、町民に対してもっと詳しく丁寧な説明をこれかも進めていただき、状況によっては計画の延期などということも視野に入れた形で、事業費についても十分に検証をしていただくことをお願いしながら、私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤幸一） 町長、簡潔にお願いします。

○町長（佐藤誠七） 私はこのたびの選挙で、その部分を想定に戦わせていただきました。丁寧に説明をしてまいりまして、その結果でございます。ぜひ議員にはその部分もご認識いただければありがたいと思いますので、何とぞ、そういう方向で今まで丁寧に説明をしてきました。ぜひ、その部分については理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 以上で、佐々木議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

休 憩 （午後2時16分）

---

再 開 （午後2時30分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

---

#### ○請第2号の報告、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第5、請第2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願（産建文教常任委員長報告）を議題といたします。

本件につきましては、産建文教常任委員会に審査の付託をした案件でありますので、産建文教常任委員長より審査結果の報告を求めます。産建文教常任委員長、菅原隆男君。



〔産建文教常任委員長 菅原隆男 登壇〕

○産建文教常任委員長（菅原隆男） 請願審査報告を行います。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

記。

受理番号、付託年月日、件名、審査結果の順に報告申し上げます。

請第2号、平成28年6月7日、TPP協定を国会で批准しないことを求める請願、不採択とすべきもの。

なお、不採択の主な理由としましては、国内外の情勢から不採択とするという意見があったことを申し添えます。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 報告が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

委員長報告が不採択ですので、まず請願原案に対し賛成の方の発言を許します。10番、石川重二君。

〔10番 石川重二 登壇〕

○10番（石川重二） 私から、請願紹介議員の立場であります石川重二より採択すべきものの立場で、ただいまの委員会報告に反対討論をいたしたいと思っております。

TPPは、多国籍企業の求めで、いろんな関税を全部撤廃していこうという中で、関税のみならず、食の安全やら医療、雇用、共済など、国、自治体の発注、調達まであらゆる分野に問題を及ぼす大変な協定だと思っております。

もし、このまま進みながら、アメリカの新しい大統領とも話し合いを始めたようですが、米国との2国間の交渉の中でも、もしこれを批准するというにでもなれば、ここまで、ここまでとさらに譲歩を迫られ、外国企業に、いわゆる入札やらそれからいろんなことまで全て譲歩せざるを得なくなってくると。気づいたときには、地場産業の入札ですら困難になっていくときがいずれ来るような感じをしているところです。

また、金融や保険の面では、保険が金融の一つと位置づけられ、かんぽ生命やJA共済などに利潤第一の経営が求められ、相互扶助の機能が失われてしまうことは必定であります。

さきの郵便局の民営化の中でも、あの郵政マネーがアメリカの大企業、いわゆる保険のかんぽ保険が、アメリカの保険会社のものを今、販売を始めているところでもあるように、いずれ多国籍企業に乗っ取られるような形があらわれるのではないかと、それが心配になってまいります。

また、医療面でも薬価を決める審議過程に、透明性、公平性の確保の名のもとに、外国企業の口出しできる仕組みがつくられ、米国の製薬企業の言い値の高薬価が押しつけられたり、社会保障や国保など、いずれもそういった中で、いわゆる外国でそういう保険のないようなところと「右倣え」させられるようになって崩されてしまう、そういう心配が出てくるわけです。

また、給食にしても、私たちが地場産のおいしい野菜なりを使っていく給食を、新しく、それも全て利潤追求が正面に出て、外国産使用や地区外の企業へと変更を迫ってくるような流れがやがて生まれてくる、そんな感じを受けております。

そしてまた、介護保険なども同じように利潤第一に変えられまして、町民の生活、自治体の運営も難しくなってくるようなのが、これからのT P Pの進み方によって徐々に強くなってくる、そのように思っております。

このようなT P P協定批准を行えば、もっと不合理な政策を、アメリカを含めよそから押しつけられて悩むことが必ずあらわれるのではないかと思っております。

私は白鷹町民のため、このような国会批准を通すべきではない、そう考えております。

よって、委員長報告の不採択の意見に反対の意見を申し上げます。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 次に、請願原案に対し反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 討論終結と認めます。

これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請第2号について、委員長報告は不採択ですので、請願原案について採決いたします。

請第2号について、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 起立少数。よって、本件は不採択と決しました。

---

### ○議第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第6、議第111号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、個人町民税の課税の特例等につ

いて所要の整備を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） ご説明いたします。

議第111号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例。

議案書の後ろから3枚目、一部改正要旨をお開きください。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、軽自動車税の「環境性能割」の創設及び法人町民税の税率の見直し、並びに個人町民税における自主服薬推進のための所得控除制度の導入等の所要の整備を行うものでございます。

なお、軽自動車税の「環境性能割」につきましては、現在の自動車取得税を廃止し、自動車税と軽自動車税にそれぞれ「環境性能割」を創設するというものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第1条、白鷹町町税条例の一部改正、第8条、納税証明事項、改、軽自動車税の「環境性能割」の創設に伴い、現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更する等の規定を整備するもの。

第10条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金、改、修正申告書の提出等による更正があったとき、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することを規定するもの。

第22条、法人税割の税率、改、法人税割の標準税率及び制限税率の見直しに伴い税率を引き下げるもの。税率につきましては、現行10.9%から、改正後7.2%、3.7%引き下げるといふものでございます。

第36条、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収、改から第42条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續、改まで、修正申告書の提出等による更正があったとき、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算すること等を規定するもの。

次ページをごらんください。

第70条、軽自動車税の納税義務者等、改、「環境性能割」の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更する等の規定を整備するもの。

第70条の2、軽自動車税のみならず課税、新、軽自動車等の売主が所有権を留保している場合に、買主を所有者とみなす等の「みなす課税」について規定するもの。

第70条の3、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲、

新、条例において規定することとされている、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲について規定するもの。

第70条の4、環境性能割の課税標準、新から第70条の9、環境性能割の減免、新まで、軽自動車税の「環境性能割」に関する規定を整備するもの。課税標準につきましては、軽自動車の取得価格。免税点は50万円。税率につきましては、燃費基準達成度等に応じて決定されるものであります。軽乗用の自家用の場合、税率は非課税から2%までと設定するものであります。

第71条、種別割の課税免除、改から第80条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等、改まで、軽自動車税の「環境性能割」の創設に伴い、現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更する等の規定を整備するもの。

附則第3条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、新、健康の維持増進及び疾病の予防の取組として自主服薬推進のため、医療用から転用された要指導医薬品及び一般医薬品の購入費用が一定額を超える場合に所得控除できる医療費控除の特例についての規定を整備するもの。

附則第7条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、改、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の割合を定めるもの。再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例割合、太陽光発電設備及び風力発電設備3分の2、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備2分の1。

附則第7条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、改、文言の整理を行うもの。

次ページをお開きください。

附則第12条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、新から附則第12条の5、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付、新まで、軽自動車税の「環境性能割」について、当分の間、県が賦課徴収等を行う等の規定を整備するもの。

附則第12条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例、新、軽自動車税の「環境性能割」について、第70条の5に定める税率に対し当分の間の税率の特例を規定するもの。

附則第13条、軽自動車税の種別割の税率の特例、改、軽自動車税の「環境性能割」の創設に伴い、現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更する等の規定の整備及び対象車の29年度分のグリーン化特例を規定するもの。

附則第17条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、新、外国居住者等相互免除法に規定する特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するもの。

附則第17条の3、条約適用利子等条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、改、附則第17条の2の新設に伴う繰下げ並びに文言の整理を行うもの。

第2条、白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正、附則第6条、改、軽自動車税の「環境性能割」の創設に伴い現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更する等の規定を整備するもの。

第3条、白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正、附則第6条、町たばこ税に関する経過措置、改、町税条例第10条の改正に伴い文言の整理を行うもの。

附則第1条、施行期日、この条例は、公布の日から施行するもの。

第1号、修正申告書の提出等による更正があったときの延滞金の計算期間の規定等については、平成29年1月1日から施行するもの。

第2号、法人税割の税率及び軽自動車税の「環境性能割」並びに「種別割」の規定については、平成29年4月1日から施行するもの。

第3号、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例については、平成30年1月1日から施行するもの。

附則第2条、第1項、町民税に関する経過措置、新条例第36条の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第36条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。

第2項、新条例附則第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

第3項、新条例第22条の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分及び連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

第4項、新条例第41条第5項及び第42条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第41条第3項又は第42条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

次ページをお開きください。

附則第3条、第1項、固定資産税に関する経過措置、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項から第6項、新条例の規定中、わがまち特例に関する部分は、平成28年4月1日以後に新たに取得される設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

附則第4条、第1項、軽自動車税に関する経過措置、新条例の規定中、「環境性能割」に関する部分は、平成29年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の「環境性能割」について適用する。

第2項、新条例の規定中、「種別割」に関する部分は、平成29年度以後の年度分の「種別割」について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例

による。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第111号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第7、議第112号 白鷹町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

地域再生法の一部改正に伴い、固定資産税の不均一課税を実施するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） ご説明いたします。

議第112号 白鷹町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の設定について。

白鷹町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を次のように制定する。

白鷹町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例。

条例の制定要旨をお開きください。

今回の条例の制定につきましては、地域再生法に規定する地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、本社機能の移転や拡充を行うために一定の要件を満たす特別償却設備を新增設した事業者に対し固定資産税の不均一課税を実施するため、本条例を制定するものであります。

条項、見出し、制定の要旨の順にご説明いたします。

第1条、趣旨、この条例の制定趣旨を定めるもの。

第2条、不均一課税、不均一課税を受けることができる要件を定めるもの。また、不均一課税の期間および税率を定めるもの。税率につきましては、移転型事業が初年度100分の0.14、第2年度100分の0.35、第3年度100分の0.7。拡充型事業につきましては、初年度100分の0.14、第2年度100分の0.467、第3年度100分の0.933と設定するものであります。

第3条、不均一課税の申請、不均一課税申請の期限を定めるもの。

第4条第1項、不均一課税の承継、事業承継があった場合に、承継者に対して引き続き不均一課税措置を行うことができるよう定めるもの。

第2項、当該措置を受けるための手続きについて定めるもの。

第5条、委任、条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任することを定めるもの。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行するもの。

なお、今回の不均一課税につきましては、現在、本町においては対象となる案件はございませんが、近隣では南陽市に東京から本社機能を5月に移転しましたナカノアパレルさんが該当するということであります。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第112号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ○議第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第8、議第113号 白鷹町農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化

推進委員の定数を定めるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては農業委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 農業委員会事務局長、菅間直浩君。

○農業委員会事務局長（菅間直浩） ご説明いたします。

議第113号 白鷹町農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定について。

白鷹町農業委員会の委員等の定数に関する条例を次のように制定する。

白鷹町農業委員会の委員等の定数に関する条例。

議案書、1枚お開きください。

このたびの条例制定につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。

条項、見出し、制定の要旨の順にご説明申し上げます。

第1条、趣旨、この条例の制定趣旨を定めるもの。

第2条、農業委員の定数、農業委員の定数を11人と定めるもの。

第3条、推進委員の定数、農地利用最適化推進委員の定数を5人と定めるもの。

第4条、規則への委任、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるもの。

附則第1項、施行期日、この条例は公布の日から施行するもの。

附則第2項、白鷹町農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の廃止、白鷹町農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例を廃止するもの。

附則第3項、経過措置、条例の施行の際現に在任する農業委員の任期満了の日までは、委員の定数はなお従前の例によることとするもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第113号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第9、議第114号 白鷹町スポーツセンター整備基金条例の設



定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

白鷹町のスポーツ活動の拠点となる白鷹町スポーツセンターを整備するための基金の設置について提案するものであります。

なお、詳細については教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） ご説明いたします。

議第114号 白鷹町スポーツセンター整備基金条例の設定について。

白鷹町スポーツセンター整備基金条例を次のように制定する。

白鷹町スポーツセンター整備基金条例。

1枚お開きください。

制定要旨に沿って説明をさせていただきます。

本条例の制定につきましては、健康づくりや競技スポーツの推進など生涯スポーツの推進に向けて、白鷹町のスポーツ活動の拠点となる白鷹町スポーツセンターを整備するための基金を設置するものでございます。

条項、見出し、制定の要旨の順にご説明申し上げます。

第1条、目的及び設置、この条例の制定目的及び基金の設置について定めるもの。

第2条、基金の額、基金として積み立てる額は予算の定めるところによると定めるものの。

第3条、管理、基金の管理方法について定めるもの。

第4条、運用益金の処理、基金の運用益金の処理方法について定めるもの。

第5条、処分、基金の処分は、この基金の目的のために予算に計上して処分することができることを定めるもの。

第6条、繰替運用、基金について、必要な手続きを経て、歳計現金に繰替えて運用することができることを定めるもの。

第7条、委任、この条例に定めのない基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるもの。

裏面をごらんください。

附則第1項、施行期日、施行期日は平成29年4月1日とするもの。

附則第2項、白鷹町営体育館建設基金条例の廃止、白鷹町営体育館建設基金条例を廃止するもの。

附則第3項、経過措置、この条例施行の際、廃止前の白鷹町営体育館建設基金に属す

る現金は、この基金に属する現金とみなすこととするもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。4番、佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 先般、常任委員会でご説明ありましたが、これは町営体育館建設基金からの組み替えを行うものということをお聞きしましたが、例えば駐車場であったりとか、周辺の中丸池の整備であったとか、そういったものにも使えるものなのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） なお、本基金につきましては、あくまで公園の管理機能でありますとか、あとは事務室的な機能、合宿機能でありますとか、野球なりソフトボールの競技のための補完機能、あとは体育館的な機能といったものを備えた白鷹町のスポーツセンターという施設そのものを整備するためのあくまで基金ということでございますので、公園の面的な整備等々に充てるというようなものではございません。

○議長（遠藤幸一） 4番、佐々木誠司君。

○4番（佐々木誠司） 体育館ではないということで、今スポーツセンターということですが、スポーツセンターの基金をこのたび制定するということでもありますけれども、スポーツセンター整備の構想そのものは、例えば何年度にどの程度の整備を進めるんだというような、年次的な目標というものは今の段階である程度考えられておるのでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） お答え申し上げます。

本町には体育館をつくらないという方向性で、ずっと今まで来たところでございました。ただ、その前に体育館をつくらうという機運も一時盛り上がりましてけれども、社会教育施設としては、各学校の体育館を開放することにより、それを補ってまいりたいという方向で、ずっと今までも来たところでございました。

そのときに、もう既に基金として積まれておりました今回の体育館の基金条例でございますけれども、このままではやはり体育館以外には使えないということになりますので、スポーツセンターということに、広くこれからのまちづくりの中、スポーツの振興に当たって使えるといいますか、それらを目的としたものとして基金を組み替えたいという考え方でございます。

現時点におきましては、改めてスポーツセンターを直ちにつくるということでございませんで、そのような中での基金条例をつくらせていただき、スポーツセンター、スポーツ公園の中での取り組みということで基金の組み替えをさせていただいたということでございます。いつ、どうするということでは現在、計画はさせていただいていないところでございます。

○議長（遠藤幸一） 13番、関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） ただいまの町長の答弁で、直ちに建設するものではないということでしたけれども、それだと今、町営体育館基金を組み替えする必要性ということからいえばどうなのかなと思ったところですが、そのことに関してはいかがですか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 以前から組み替えをしてまいりたいということで、先ほど申し上げましたように、体育館をつくるということは本町では行わないと。ということは、学校の体育館をルール以上に大きくとらせていただいて、一般社会人開放でやってきたという、実はいろいろどうすべきなのかなということでそのタイミングをはかってきたところでした。

今般、就業構造改善センターを一部改修いたしまして、それらが補助あるいは起債ということで建設をしていることもございまして、それらのタイミングをはかっておりまして、このたび、こういう組み替えをしても問題はないだろうということで、今回は組み替えということでの対応をさせていただいたということでございます。

いずれにいたしましても、大型プロジェクトがたくさんめじろ押しでございますので、それらも十分踏まえながら、財源ということも踏まえながら、あるいは町財政トータルを考えながら、これから積み増しをしながら準備をしてまいりたいということは考えておりますけれども、いつ、どこでどうするということは、現時点ではまだそこまでの検討には入っていないということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 13番、関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） 今、積み増しの話も出ました。私個人的な思いとすれば、やはりスポーツセンター構想のある程度その内容ですとか、概算事業費とかが出た段階で積み増しをしていくということが本来であるのかなと思うのですが、その点に関してはいかがですか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） これは、実は体育協会で議論をしていただき、このような形で進めるべきでないのかなという結論はいただいておりますが、先ほど申し上げました、そのタイミングをどこでどうとるかということであります。

体育協会では、やっぱり体育館が欲しいとか、体育館は要らないということからいろいろな意見があったわけでございまして、総合的に判断をさせていただき、体育館というものを現時点では、子供たちがここまで減ってくるという中で、果たして町民総合体育館というものが、必要でないということは申し上げませんが、現時点ではそこまで取り組むべきではないという判断の中で、スポーツセンターということでの基金の組み替えをさせていただいてきたということでございまして、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 13番、関 千鶴子さん。

○13番（関 千鶴子） ちょっと、私が記憶になかったのかどうかなのですけども、スポーツセンター構想が体協さんに委託をして、答申を受けたというところまでは存じ上げているのですが、その後の経過というものが、多分恐らく想像しますと24年に出て、25年、26年、災害があったということもあって、ちょっと中身まで説明いただいたということではなかったのではないかなという思いを持っています。

そういう中で、やはりそこは内容的な面についての説明を丁寧に、体協さんからのご意見ということはあるわけですけども、そこだけではなく、我々議員ですとか町民の方に対しても、こういう議論をしていますよということは必要なのかなと思ったので、発言させていただきました。

○議長（遠藤幸一） 教育次長、菅原良教君。

○教育次長（菅原良教） なお、スポーツセンター構想でございますけれども、そもそも、ただいまもありましたが、平成23年度に町の体育協会に検討調査業務ということで委託をいたしまして、その検討の結果が23年度末ですか、24年3月30日に調査業務の報告書という形で提出をいただいたということでございました。

その報告書をもとに、体育協会さんでさらに検討を重ねるという形で、5月まで2カ月ほど検討をしていただいて、体育協会の構想案ということでまとめていただいて、教育委員会に提出をいただいていたという経過でございます。

この構想案をいただきまして、教育委員会として24年度でしょうか、構想を検討したわけなんですけれども、その旨については24年の6月議会の産建文教常任委員会で、その他ということでございましたので、もしかすると資料がなかったかどうかですが、説明させていただきまして、いろいろやりとりをさせていただいたという経過となっております。

なお、その後につきましても、一般質問等との中でいろいろご回答させていただいたり、あと昨年、ことしといろいろこの基金にかかわりまして、内容についてはある程度お話ししているということではございますけれども、まだ構想策定後に期間もたってきたということもございますし、取り巻く環境も変わっていることもございますので、さら今後、内容を詰めながら、やはり実施に向けては行くべきであろうと考えてございますので、その都度またご説明なりをさせていただければと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第114号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第10、議第115号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の課税の特例について所要の整備を行うものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） ご説明申し上げます。

議第115号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をお開きください。

今回の改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律による外国居住者等所得相互免除法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

附則第15項、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、新、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの。

附則第16項、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例、新、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの。

附則第17項及び第18項、改、附則第15項及び第16項を新設することに伴い、条文を繰り下げるもの。

附則第1項、施行期日、この条例は、平成29年1月1日から施行するもの。

附則第2項、適用区分、改正後の規定は、平成29年1月1日以後に支払いを受ける分について適用するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第115号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○延会の宣告

○議長（遠藤幸一） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後3時18分〉